

# 上越市地域防災計画

地震災害対策編

( 修正素案 )

新旧対照表

令和 4 年 4 月

修正前	修正後	修正理由
<p><b>地震災害対策編目次</b></p> <p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性と過去の地震災害……………</p> <p>第4節 複合災害時の対策……………</p> <p>第5節 地震被害の想定……………</p> <p>第6節 緊急地震速報と地震情報……………</p> <p><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 地震火災の予防……………</p> <p>第8節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第9節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第10節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第11節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第12節 地盤災害の予防……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震対策……………</p>	<p><b>地震災害対策編目次</b></p> <p><b>第1部 総則</b></p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性と過去の地震災害……………</p> <p>第4節 複合災害時の対策……………</p> <p>第5節 地震被害の想定……………</p> <p>第6節 緊急地震速報と地震情報……………</p> <p><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画……………</b></p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 地震火災の予防……………</p> <p>第8節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第9節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第10節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第11節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第12節 地盤災害の予防……………</p> <p>第13節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策……………</p> <p>第14節 農地・農業用施設の地震対策……………</p> <p>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策……………</p> <p>第16節 港湾・漁港施設の地震対策……………</p> <p>第17節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第18節 鉄道事業者の地震対策……………</p> <p>第19節 非常用通信網の整備と地震対策……………</p> <p>第20節 放送事業者の地震対策……………</p> <p>第21節 電気通信事業者の地震対策……………</p> <p>第22節 電力供給事業者の地震対策……………</p> <p>第23節 ガス事業者等の地震対策……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第 24 節 上水道事業者の地震対策	第 24 節 上水道事業者の地震対策	
第 25 節 下水道等施設の地震対策	第 25 節 下水道等施設の地震対策	
第 26 節 工業用水道事業者の地震対策	第 26 節 工業用水道事業者の地震対策	
第 27 節 危険物等施設の地震対策	第 27 節 危険物等施設の地震対策	
第 28 節 学校の地震対策	第 28 節 学校の地震対策	
第 29 節 文化財等の地震対策	第 29 節 文化財等の地震対策	
第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	第 30 節 ボランティア受入れ体制の整備	
第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	第 31 節 災害対策基金の積立及び管理	
第 32 節 事業者等の事業継続	第 32 節 事業者等の事業継続	
第 33 節 行政機能の保全	第 33 節 行政機能の保全	
<b>第 2 章 災害応急対策計画</b>	<b>第 2 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 災害対策本部の組織・運営	第 1 節 災害対策本部の組織・運営	
第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	第 2 節 防災関係機関の相互協力体制	
第 3 節 災害時の通信確保	第 3 節 災害時の通信確保	
第 4 節 被災状況等の収集伝達	第 4 節 被災状況等の収集伝達	
第 5 節 災害時の放送	第 5 節 災害時の放送	
第 6 節 広報・広聴活動	第 6 節 広報・広聴活動	
第 7 節 市民等の避難	第 7 節 市民等の避難	
第 8 節 要配慮者の応急対策	第 8 節 要配慮者の応急対策	
第 9 節 避難所の運営	第 9 節 避難所の運営	
第 10 節 トイレ対策	第 10 節 トイレ対策	
第 11 節 入浴対策	第 11 節 入浴対策	
第 12 節 愛玩動物の保護対策	第 12 節 愛玩動物の保護対策	
第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	第 13 節 食料・生活必需品等供給対策	
第 14 節 避難所外避難者の支援対策	第 14 節 避難所外避難者の支援対策	
第 15 節 こころのケア対策	第 15 節 こころのケア対策	
第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	第 16 節 自衛隊への災害派遣要請	
第 17 節 緊急輸送対策	第 17 節 緊急輸送対策	
第 18 節 警備・保安及び交通規制	第 18 節 警備・保安及び交通規制	
第 19 節 消火活動	第 19 節 消火活動	
第 20 節 救急・救助活動	第 20 節 救急・救助活動	
第 21 節 医療救護活動	第 21 節 医療救護活動	
第 22 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第 22 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第 23 節 防疫及び保健衛生対策	第 23 節 防疫及び保健衛生対策	
第 24 節 廃棄物処理対策	第 24 節 廃棄物処理対策	

修正前	修正後	修正理由
第 25 節 学校における応急対策	第 25 節 学校における応急対策	
第 26 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	第 26 節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	
第 27 節 被災建築物応急危険度判定	第 27 節 被災建築物応急危険度判定	
第 28 節 被災宅地危険度判定	第 28 節 被災宅地危険度判定	
第 29 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	第 29 節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	
第 30 節 公衆通信の確保（電話）	第 30 節 公衆通信の確保（電話）	
第 31 節 電力供給応急対策	第 31 節 電力供給応急対策	
第 32 節 ガスの安全、供給対策	第 32 節 ガスの安全、供給対策	
第 33 節 給水・上水道施設の応急対策	第 33 節 給水・上水道施設の応急対策	
第 34 節 下水道等施設の応急対策	第 34 節 下水道等施設の応急対策	
第 35 節 工業用水道施設の応急対策	第 35 節 工業用水道施設の応急対策	
第 36 節 危険物等施設の応急対策	第 36 節 危険物等施設の応急対策	
第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	第 37 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	
第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策	第 38 節 港湾・漁港施設の応急対策	
第 39 節 鉄道事業者の応急対策	第 39 節 鉄道事業者の応急対策	
第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策	第 40 節 治山・砂防施設等の応急対策	
第 41 節 河川・海岸施設の応急対策	第 41 節 河川・海岸施設の応急対策	
第 42 節 農地・農業用施設の応急対策	第 42 節 農地・農業用施設の応急対策	
第 43 節 農林水産業応急対策	第 43 節 農林水産業応急対策	
第 44 節 商工業応急対策	第 44 節 商工業応急対策	
第 45 節 文化財等応急対策	第 45 節 文化財等応急対策	
第 46 節 障害物処理対策	第 46 節 障害物処理対策	
第 47 節 ボランティア受入れ	第 47 節 ボランティア受入れ	
第 48 節 義援金の受入れ・配分	第 48 節 義援金の受入れ・配分	
第 49 節 義援物資対策	第 49 節 義援物資対策	
第 50 節 住宅応急対策	第 50 節 住宅応急対策	
第 51 節 災害救助法による救助	第 51 節 災害救助法による救助	
<b>第 3 章 災害復旧・復興計画</b>	<b>第 3 章 災害復旧・復興計画</b>	
第 1 節 民生安定化対策	第 1 節 民生安定化対策	
第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援	
第 3 節 公共施設等災害復旧対策	第 3 節 公共施設等災害復旧対策	
第 4 節 災害復興対策	第 4 節 災害復興対策	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1節 (略)</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p style="padding-left: 2em;">_____市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象に日頃から関心を持つ_____。</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p> <p>② 地域の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動に努める。_____</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>③ 防災関係機関の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)～(エ) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(オ) _____退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(カ) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める_____。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p style="padding-left: 2em;">自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するよう努める。_____</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p> <p>② 地域の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。_____</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>③ 防災関係機関の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)～(エ) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(オ) 災害対応経験者のリスト化など、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、また退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保</p> <p style="padding-left: 2em;">(カ) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p style="padding-left: 2em;">防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。_____</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（上越森林管理署）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災・減災対策の新たなステージに向けた検討会議提言（以下「検討会議提言」という。）の反映（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画_____の視点に立った対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画_____の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、<u>関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。</u></p> <hr/> <p>(4) 市全体の防災力の計画的な向上</p> <p>市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。</p> <p><b>2 防災関係機関及び市民の責務</b></p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <hr/> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。</p> <p>① (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/>	<p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画<u>及び性的少数者</u>の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策</u></p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(4) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、<u>連携して以下のとおり取り組む。</u></p> <p>① <u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p>② <u>関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。</u></p> <p>③ <u>研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。</u></p> <p>(5) 市全体の防災力の計画的な向上</p> <p>市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。</p> <p><b>2 防災関係機関及び市民の責務</b></p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p><u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p>③ <u>災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画セ</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（性的少数者への配慮に関する追記）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（性的少数者への配慮に関する追記）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（原子</p>

修正前	修正後	修正理由																																								
<p>② 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。</p> <p>③ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。</p> <p>④ この計画の実効性を高め、地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>3 各機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="136 661 1347 890"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 越 市</td> <td>1～4 (略) 5 災害広報並びに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令、<u>避難の勧告、指示</u>に関する こと 6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="136 982 1347 1073"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="136 1165 1347 1663"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 潟 県</td> <td>1～5 (略) 6 <u>避難の勧告、指示</u>に関する こと 7 市の実施する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院 県立中央病院</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" data-bbox="136 1755 1347 1845"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略) 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告、指示</u> に関する こと 6～16 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新 潟 県	1～5 (略) 6 <u>避難の勧告、指示</u> に関する こと 7 市の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	(略)	<p>ンターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができる よう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。</p> <p>④ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。</p> <p>⑤ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。</p> <p>⑥ この計画の実効性を高め、地震災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>3 各機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1383 661 2594 890"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 越 市</td> <td>1～4 (略) 5 災害広報並びに<u>高齢者等避難</u>の発令、<u>避難指示</u>に関する こと 6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1383 982 2594 1073"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1383 1165 2594 1663"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 潟 県</td> <td>1～5 (略) 6 <u>避難指示等</u>に関する こと 7 市の実施する<u>高齢者等避難</u>の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院 県立中央病院</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" data-bbox="1383 1755 2594 1845"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略) 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示</u> に関する こと 6～16 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新 潟 県	1～5 (略) 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市の実施する <u>高齢者等避難</u> の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	(略)	<p>力規制事務所) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた 修正 (防災基本計 画の反映) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の 一部改正</p> <p>災害対策基本法の 一部改正</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
上 越 市	1～4 (略) 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告、指示</u> に関する こと 6～16 (略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
上越地域消防事務組合	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
新 潟 県	1～5 (略) 6 <u>避難の勧告、指示</u> に関する こと 7 市の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)																																									
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)																																									
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
北陸農政局	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
上 越 市	1～4 (略) 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示</u> に関する こと 6～16 (略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
上越地域消防事務組合	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
新 潟 県	1～5 (略) 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市の実施する <u>高齢者等避難</u> の発令に係る情報提供・技術的 支援に関する こと 8～19 (略)																																									
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	(略)																																									
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																									
北陸農政局	(略)																																									

上越市地域防災計画 地震災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
(新潟県拠点)		(新潟県拠点)		県計画を踏まえた修正(文言整理) R2.10月 関係機関の意見に基づく修正(新潟気象台) R3.3月              災害時医療救護活動マニュアル改正の反映
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、_____水象の観測及びその成果の収集、____発表に関する こと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、____ 水象の予報・_____警報等の防災____情報の発表、伝達及び解説に関するこ と 3～5 (略)	東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関する こと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) <u>及                      び水象の予報並びに</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説に関するこ と 3～5 (略)	
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	(略)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液_____の供給に関すること 4～5 (略)	日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液 <u>等血液製剤</u> の供給に関すること 4～5 (略)	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)	
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)	



上越市地域防災計画 地震災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	分社化の反映	
東北電力株式会社 上越営業所 (追加)	(略)	東北電力株式会社 上越営業所 東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター	(略)		
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 高田支店	(略)		
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		関係機関の意見に基づく修正（新潟県トラック協会 上越支部）	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)		
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)		
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)		
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)		
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会 上越支部	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 北信越支社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会 上越支部	(略)		
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社新潟放送網 株式会社新潟テレビ21	(略)	株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合テレビ 株式会社新潟放送網 株式会社新潟テレビ21	(略)		
					関係機関の意見に基づく修正（新潟県トラック協会 上越支部）
					組織名変更
				県計画を踏まえた修正（新潟県民エ	

上越市地域防災計画 地震災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会 社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会 社		株式会社エフエムラジオ新潟 (削除) — (削除) 上越ケーブルビジョン株式会 社		フエム放送欄が、 令和2年6月30 日に「FM PORT」を廃局した ため) R2.10月  コミュニティーF Mの事業譲渡に伴 う修正(広報対話 課) R3.3月     県計画を踏まえた 修正(災害時の役 割の追記) H31.3 月
株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	
一般社団法人新潟県医師 会 一般社団法人新潟県歯科 医師会 公益社団法人新潟県薬剤 師会	(略)	一般社団法人新潟県医師 会 一般社団法人新潟県歯科 医師会 公益社団法人新潟県薬剤 師会	(略)	
一般社団法人新潟県商工 会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	一般社団法人新潟県商工 会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	
公益社団法人新潟県看護 協会	(略)	公益社団法人新潟県看護 協会	(略)	
公益社団法人新潟県助産 師会	1 災害時における_____妊産婦、新生児等の保健指導に關す ること	公益社団法人新潟県助産 師会	1 災害時における助産に關すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に關す ること	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)	
公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	公益社団法人 新潟県柔道整復師会 上越支部	(略)	
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)	
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会		
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)	

修正前		修正後		修正理由																												
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)																													
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)																													
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)																													
公益社団法人上越市有線放送電話協会	(略)	公益社団法人上越市有線放送電話協会	(略)																													
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)																													
社会福祉法人上越社会福祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福祉協議会	(略)																													
上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	(略)	上越市町内会長連絡協議会（上越市防災委員会）	(略)																													
自主防災組織（町内会）	(略)	自主防災組織（町内会）	(略)																													
NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	NPO 法人新潟県災害救援機構 各種団体	(略)																													
新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	(略)	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	(略)																													
<b>第3節 上越市の特性と過去の地震災害</b>  <b>1 位置・面積等</b> 本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。 また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.81k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。		<b>第3節 上越市の特性と過去の地震災害</b>  <b>1 位置・面積等</b> 本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。 また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.89k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。		面積変更 R2.10月																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市役所の位置</th> <th rowspan="2">面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">広ぼう (km)</th> </tr> <tr> <th>東 経</th> <th>北 緯</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>138度14分9.7秒</td> <td>37度8分52.2秒</td> <td>973.81</td> <td>44.6</td> <td>44.2</td> </tr> </tbody> </table>		市役所の位置		面積 (km <sup>2</sup> )	広ぼう (km)		東 経	北 緯	東西	南北	138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.81	44.6	44.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">市役所の位置</th> <th rowspan="2">面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">広ぼう (km)</th> </tr> <tr> <th>東 経</th> <th>北 緯</th> <th>東西</th> <th>南北</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>138度14分9.7秒</td> <td>37度8分52.2秒</td> <td>973.89</td> <td>44.6</td> <td>44.2</td> </tr> </tbody> </table>		市役所の位置		面積 (km <sup>2</sup> )	広ぼう (km)		東 経	北 緯	東西	南北	138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.89	44.6	44.2	面積変更 R2.10
市役所の位置		面積 (km <sup>2</sup> )	広ぼう (km)																													
東 経	北 緯		東西	南北																												
138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.81	44.6	44.2																												
市役所の位置		面積 (km <sup>2</sup> )	広ぼう (km)																													
東 経	北 緯		東西	南北																												
138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.89	44.6	44.2																												

修正前							修正後							修正理由
<p>2～3 (略)</p> <p>4 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、平成27年国勢調査によると196,987人で平成22年調査に比べ6,912人、3.4%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口(15歳未満)が12.8%、生産年齢人口(15～64歳)が57.1%、老年人口(65歳以上)が30.1%となっており、平成22年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成22年より約5,400人増加し、10.1%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成22年より約9千人減少している。</p> <p>また、平成27年国勢調査による一般世帯数は70,809世帯で、1世帯当たりの人員は2.69人となっており、世帯数及び1世帯当たりの人員は横ばい傾向にある。</p> <p>将来的な人口見通しについては、昭和60年(216,348人)をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。</p>							<p>2～3 (略)</p> <p>4 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、令和2年国勢調査によると188,047人で平成27年調査に比べ8,940人、4.5%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口(15歳未満)が11.9%、生産年齢人口(15～64歳)が55.0%、老年人口(65歳以上)が33.1%となっており、平成27年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成27年より約2,500人増加し、4.2%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成27年より約3千人減少している。</p> <p>また、令和2年国勢調査による一般世帯数は72,655世帯で、1世帯当たりの人員は2.51人となっており、世帯数は増加、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。</p> <p>将来的な人口見通しについては、昭和60年(216,348人)をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。</p>							<p>国勢調査結果に基づく修正</p>
人口及び世帯の概要							人口及び世帯の概要							
国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人員	国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人員	
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上				年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上		
平成22年	203,899人	27,584人 (13.7%)	120,754人 (59.8%)	53,542人 (26.5%)	29,102人 (14.4%)	71,170世帯 2.79人	平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	
平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	令和2年	188,047人	22,044人 (11.9%)	102,314人 (55.0%)	61,460人 (33.1%)	32,056人 (17.3%)	72,655世帯 2.51人	
<p>(注) 総人口には、年齢不詳を含む</p> <p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p> <p>【総人口及び年齢区分別人口の推移】</p>							<p>(注) 総人口には、年齢不詳を含む</p> <p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p> <p>【総人口及び年齢区分別人口の推移】</p>							

修正前	修正後	修正理由
<p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>	<p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>	
<p>【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】</p> <p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>	<p>【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】</p> <p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>	

修正前									修正後									修正理由	
【年齢別人口及び人口密度】									【年齢別人口及び人口密度】										
地区名等	年	総人口 (人) (a)	年齢3区分別人口(人)				面積(k ㎡)(b) ※	人口密度 (a) / (b) ※		地区名等	年	総人口 (人) (a)	年齢3区分別人口(人)				面積(k ㎡)(b) ※	人口密度 (a) / (b) ※	
			15歳 未満	15~64 歳	65歳 以上	うち 75歳 以上							15歳 未満	15~64 歳	65歳 以上	うち 75歳 以上			
市計	H22	203,899	27,584	120,754	53,542	29,102	973.61	209.4	市計	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3		
	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3		R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056	973.89	193.1		
合併前の 上越市	H22	134,701	18,881	81,538	32,340	16,765	249.3	540.3	合併前の 上越市	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687	249.3	533.2		
	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687		533.2		R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991		519.3		
安塚区	H22	2,878	280	1,455	1,135	680	70.23	41.0	安塚区	H27	2,491	184	1,139	1,168	731	70.23	35.5		
	H27	2,491	184	1,139	1,168	731		35.5		R2	2,069	111	864	1,087	649		29.5		
浦川原区	H22	3,763	464	2,058	1,237	782	50.64	74.3	浦川原区	H27	3,442	396	1,786	1,260	760	50.64	68.0		
	H27	3,442	396	1,786	1,260	760		68.0		R2	3,111	336	1,504	1,270	706		61.4		
大島区	H22	1,927	175	902	850	526	71.64	26.9	大島区	H27	1,613	116	713	784	503	71.64	22.5		
	H27	1,613	116	713	784	503		22.5		R2	1,289	83	484	722	440		18.0		
牧区	H22	2,322	186	1,136	999	621	61.35	37.8	牧区	H27	2,001	161	899	940	586	61.35	32.6		
	H27	2,001	161	899	940	586		32.6		R2	1,629	97	685	847	520		26.6		
柿崎区	H22	10,660	1,261	6,047	3,352	1,905	85.39	124.8	柿崎区	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882	85.39	115.2		
	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882		115.2		R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892		104.2		
大潟区	H22	9,950	1,237	6,058	2,615	1,367	16.32	609.7	大潟区	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444	16.32	580.6		
	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		580.6		R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541		557.4		
頸城区	H22	9,499	1,480	5,810	2,204	1,233	38.3	248.0	頸城区	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343	38.3	242.0		
	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343		242.0		R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360		239.6		
吉川区	H22	4,770	605	2,542	1,623	925	76.61	62.3	吉川区	H27	4,234	435	2,188	1,611	930	76.61	55.3		
	H27	4,234	435	2,188	1,611	930		55.3		R2	3,669	277	1,803	1,587	888		47.9		
中郷区	H22	4,303	507	2,441	1,355	813	43.56	98.8	中郷区	H27	3,867	378	2,051	1,435	751	43.56	88.8		
	H27	3,867	378	2,051	1,435	751		88.8		R2	3,390	266	1,639	1,477	727		77.8		
板倉区	H22	7,327	989	4,113	2,225	1,315	66.51	110.2	板倉区	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340	66.51	102.7		
	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340		102.7		R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260		93.9		
清里区	H22	3,015	400	1,686	915	548	37.54	80.3	清里区	H27	2,780	335	1,518	921	523	37.54	74.1		
	H27	2,780	335	1,518	921	523		74.1		R2	2,453	247	1,261	945	505		65.3		
三和区	H22	5,918	833	3,422	1,658	979	39.3	150.6	三和区	H27	5,625	740	3,114	1,771	966	39.3	143.1		
	H27	5,625	740	3,114	1,771	966		143.1		R2	5,218	587	2,696	1,922	992		132.8		
名立区	H22	2,866	286	1,546	1,034	643	65.94	43.5	名立区	H27	2,609	246	1,322	1,039	606	65.94	39.6		
	H27	2,609	246	1,322	1,039	606		39.6		R2	2,344	205	1,053	1,038	585		35.5		

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12調査での値を採用した。

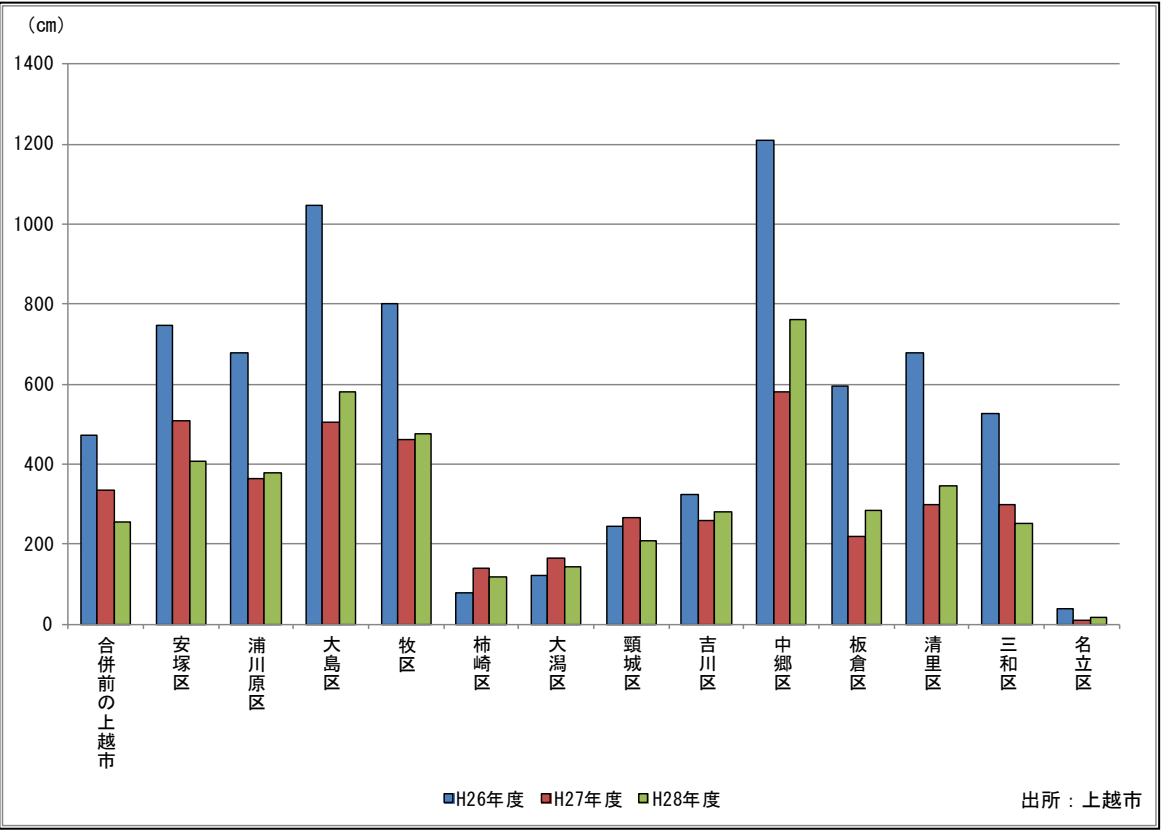
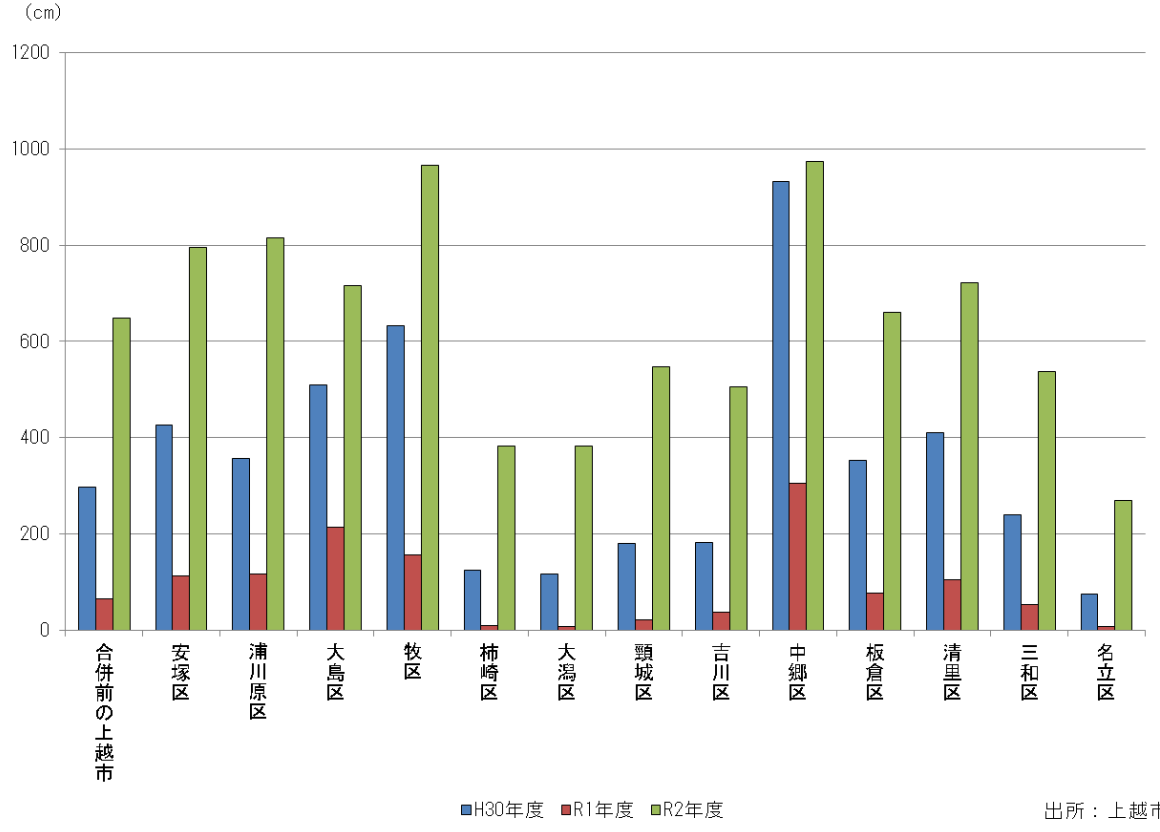
また、人口密度も、H12調査での面積の値で計算した(市計以外)。

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12調査での値を採用した。



また、人口密度も、H12調査での面積の値で計算した(市計以外)。

修正前	修正後	修正理由																																																																
<p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p> <p>(2) 建 物</p> <p>本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて <u>168,750</u> 棟の建物が存在し、このうち <u>141,961</u> 棟が木造建物で、全体の <u>84.1%</u> を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が <u>11,127</u> 棟（全体の <u>6.6%</u>）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。</p> <p style="text-align: center;">構造別・年代別の建物現況棟数（平成 24 年 1 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="240 613 1237 1146"> <thead> <tr> <th>建築年代</th> <th>木造建物</th> <th>非木造建物</th> <th>全建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 25 年以前</td> <td><u>11,127</u> ( 6.6%)</td> <td><u>78</u> ( 0.0%)</td> <td><u>11,205</u> ( 6.6%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 26～35 年</td> <td><u>5,842</u> ( 3.5%)</td> <td><u>126</u> ( 0.1%)</td> <td><u>5,968</u> ( 3.5%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 36～46 年</td> <td><u>22,762</u> (13.5%)</td> <td><u>2,165</u> ( 1.3%)</td> <td><u>24,927</u> (14.8%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 47～56 年</td> <td><u>36,522</u> (21.6%)</td> <td><u>4,891</u> ( 2.9%)</td> <td><u>41,413</u> (24.5%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年以降</td> <td><u>57,018</u> (33.8%)</td> <td><u>19,448</u> (11.5%)</td> <td><u>76,466</u> (45.3%)</td> </tr> <tr> <td>年代不明</td> <td><u>8,690</u> ( 5.1%)</td> <td><u>81</u> ( 0.0%)</td> <td><u>8,771</u> ( 5.2%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>141,961</u> (84.1%)</td> <td><u>26,789</u> (15.9%)</td> <td><u>168,750</u> ( 100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出所：上越市)</p> <p>5 (略)</p>	建築年代	木造建物	非木造建物	全建物	昭和 25 年以前	<u>11,127</u> ( 6.6%)	<u>78</u> ( 0.0%)	<u>11,205</u> ( 6.6%)	昭和 26～35 年	<u>5,842</u> ( 3.5%)	<u>126</u> ( 0.1%)	<u>5,968</u> ( 3.5%)	昭和 36～46 年	<u>22,762</u> (13.5%)	<u>2,165</u> ( 1.3%)	<u>24,927</u> (14.8%)	昭和 47～56 年	<u>36,522</u> (21.6%)	<u>4,891</u> ( 2.9%)	<u>41,413</u> (24.5%)	昭和 57 年以降	<u>57,018</u> (33.8%)	<u>19,448</u> (11.5%)	<u>76,466</u> (45.3%)	年代不明	<u>8,690</u> ( 5.1%)	<u>81</u> ( 0.0%)	<u>8,771</u> ( 5.2%)	合 計	<u>141,961</u> (84.1%)	<u>26,789</u> (15.9%)	<u>168,750</u> ( 100%)	<p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p> <p>(2) 建 物</p> <p>本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて <u>124,595</u> 棟の建物が存在し、このうち <u>107,019</u> 棟が木造建物で、全体の <u>85.8%</u> を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が <u>7,769</u> 棟（全体の <u>6.2%</u>）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。</p> <p style="text-align: center;">構造別・年代別の建物現況棟数（令和 3 年 1 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1486 613 2484 1146"> <thead> <tr> <th>建築年代</th> <th>木造建物</th> <th>非木造建物</th> <th>全建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 25 年以前</td> <td><u>7,769</u> ( 6.2%)</td> <td><u>59</u> ( 0.1%)</td> <td><u>7,828</u> ( 6.3%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 26～35 年</td> <td><u>4,418</u> ( 3.5%)</td> <td><u>88</u> ( 0.1%)</td> <td><u>4,506</u> ( 3.6%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 36～46 年</td> <td><u>16,640</u> (13.3%)</td> <td><u>1,666</u> ( 1.3%)</td> <td><u>18,306</u> (14.7%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 47～56 年</td> <td><u>24,057</u> (19.3%)</td> <td><u>3,573</u> ( 2.9%)</td> <td><u>27,630</u> (22.2%)</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年以降</td> <td><u>47,338</u> (38.0%)</td> <td><u>12,123</u> (9.7%)</td> <td><u>59,461</u> (47.7%)</td> </tr> <tr> <td>年代不明</td> <td><u>6,797</u> ( 5.5%)</td> <td><u>67</u> ( 0.1%)</td> <td><u>6,864</u> ( 5.5%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>107,019</u> (85.8%)</td> <td><u>17,576</u> (14.2%)</td> <td><u>124,595</u> ( 100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出所：上越市)</p> <p>5 (略)</p>	建築年代	木造建物	非木造建物	全建物	昭和 25 年以前	<u>7,769</u> ( 6.2%)	<u>59</u> ( 0.1%)	<u>7,828</u> ( 6.3%)	昭和 26～35 年	<u>4,418</u> ( 3.5%)	<u>88</u> ( 0.1%)	<u>4,506</u> ( 3.6%)	昭和 36～46 年	<u>16,640</u> (13.3%)	<u>1,666</u> ( 1.3%)	<u>18,306</u> (14.7%)	昭和 47～56 年	<u>24,057</u> (19.3%)	<u>3,573</u> ( 2.9%)	<u>27,630</u> (22.2%)	昭和 57 年以降	<u>47,338</u> (38.0%)	<u>12,123</u> (9.7%)	<u>59,461</u> (47.7%)	年代不明	<u>6,797</u> ( 5.5%)	<u>67</u> ( 0.1%)	<u>6,864</u> ( 5.5%)	合 計	<u>107,019</u> (85.8%)	<u>17,576</u> (14.2%)	<u>124,595</u> ( 100%)	<p>時点修正</p>
建築年代	木造建物	非木造建物	全建物																																																															
昭和 25 年以前	<u>11,127</u> ( 6.6%)	<u>78</u> ( 0.0%)	<u>11,205</u> ( 6.6%)																																																															
昭和 26～35 年	<u>5,842</u> ( 3.5%)	<u>126</u> ( 0.1%)	<u>5,968</u> ( 3.5%)																																																															
昭和 36～46 年	<u>22,762</u> (13.5%)	<u>2,165</u> ( 1.3%)	<u>24,927</u> (14.8%)																																																															
昭和 47～56 年	<u>36,522</u> (21.6%)	<u>4,891</u> ( 2.9%)	<u>41,413</u> (24.5%)																																																															
昭和 57 年以降	<u>57,018</u> (33.8%)	<u>19,448</u> (11.5%)	<u>76,466</u> (45.3%)																																																															
年代不明	<u>8,690</u> ( 5.1%)	<u>81</u> ( 0.0%)	<u>8,771</u> ( 5.2%)																																																															
合 計	<u>141,961</u> (84.1%)	<u>26,789</u> (15.9%)	<u>168,750</u> ( 100%)																																																															
建築年代	木造建物	非木造建物	全建物																																																															
昭和 25 年以前	<u>7,769</u> ( 6.2%)	<u>59</u> ( 0.1%)	<u>7,828</u> ( 6.3%)																																																															
昭和 26～35 年	<u>4,418</u> ( 3.5%)	<u>88</u> ( 0.1%)	<u>4,506</u> ( 3.6%)																																																															
昭和 36～46 年	<u>16,640</u> (13.3%)	<u>1,666</u> ( 1.3%)	<u>18,306</u> (14.7%)																																																															
昭和 47～56 年	<u>24,057</u> (19.3%)	<u>3,573</u> ( 2.9%)	<u>27,630</u> (22.2%)																																																															
昭和 57 年以降	<u>47,338</u> (38.0%)	<u>12,123</u> (9.7%)	<u>59,461</u> (47.7%)																																																															
年代不明	<u>6,797</u> ( 5.5%)	<u>67</u> ( 0.1%)	<u>6,864</u> ( 5.5%)																																																															
合 計	<u>107,019</u> (85.8%)	<u>17,576</u> (14.2%)	<u>124,595</u> ( 100%)																																																															
<p style="text-align: center;"><b>第 4 節 複合災害時の対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 積雪期における地震と対策</b></p> <p>(1) 積雪期の気象状況</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 節 複合災害時の対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 複合災害を想定した訓練</p> <p>市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 積雪期における地震と対策</b></p> <p>(1) 積雪期の気象状況</p>	<p>文言整理</p>																																																																

修正前	修正後	修正理由
<p>本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>  <p>(出所：上越市)</p> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> <p>(2) 積雪期における影響 本市では、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年、_____の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあってきた。このため積雪期の気象状況、特に降積雪の状況が被害に大きな影響を及ぼすことを予想し、平成18年度に実施した防災アセスメント調査では、地震発生</p>	<p>本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>  <p>(出所：上越市)</p> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> <p>(2) 積雪期における影響 本市では、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年、令和3年の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあってきた。このため積雪期の気象状況、特に降積雪の状況が被害に大きな影響を及ぼすことを予想し、平成18年度に実施した防災アセスメント調査では、地震発生</p>	<p>時点修正</p> <p>表現の統一</p>



修正前	修正後	修正理由																																				
<p>時における屋根雪の積雪深を1mと想定し、積雪による屋根荷重が加わった場合の建物被害棟数を予測した。</p> <p>多量の積雪は、地震被害を拡大させるだけでなく、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となり、災害被害全体の拡大に結びつくことが考えられる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応急対策需要増加要因</p> <p>ア 被災者、避難者の生活確保</p> <p>冬期間は、テントや車中泊等、屋外での避難生活が困難となるため、指定避難所などの施設では避難者が大幅に増えることが見込まれるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。</p> <p>また、雪崩の危険性が高まることから避難の勧告・指示が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>時における屋根雪の積雪深を1mと想定し、積雪による屋根荷重が加わった場合の建物被害棟数を予測した。</p> <p>多量の積雪は、地震被害を拡大させるだけでなく、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となり、災害被害全体の拡大に結びつくことが考えられる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応急対策需要増加要因</p> <p>ア 被災者、避難者の生活確保</p> <p>冬期間は、テントや車中泊等、屋外での避難生活が困難となるため、指定避難所などの施設では避難者が大幅に増えることが見込まれるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。</p> <p>また、雪崩の危険性が高まることから避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>																																				
<p><b>第5節 地震被害の想定</b></p> <p>1 想定条件と地震ハザードの予測</p> <p>本市では、本計画策定にあたり、平成18年度に実施した防災アセスメント調査において、高田平野西縁断層と高田平野東縁断層を想定震源とした地震被害予測調査を行った。これらの断層は、最近の調査研究の結果、高田平野の縁辺部に存在が確認されたものである。想定地震断層に関する主な諸元ならびに断層の位置は下記のとおりである。</p> <p>また、被害予測については、地震発生の時期による被害状況の違いを考慮し、季節については夏季及び冬季に、また時間帯については昼(12時)及び夕方(18時)として設定した。なお、冬季に地震が発生した場合については、屋根雪量1mの設定を加えた。</p> <p style="text-align: center;">想定地震断層の諸元</p> <table border="1" data-bbox="201 1562 1350 1864"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>高田平野西縁断層</th> <th>高田平野東縁断層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグニチュード</td> <td>6.8</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>断層の長さ</td> <td>18 km</td> <td>26 km</td> </tr> <tr> <td>走向</td> <td>やや北北西-南南東方向</td> <td>北東-南西方向</td> </tr> <tr> <td>傾斜角</td> <td>90°</td> <td>南東傾斜 30°</td> </tr> <tr> <td>断層型</td> <td>逆断層(西側隆起)</td> <td>逆断層(南東側隆起)</td> </tr> </tbody> </table>	パラメータ	高田平野西縁断層	高田平野東縁断層	マグニチュード	6.8	7.5	断層の長さ	18 km	26 km	走向	やや北北西-南南東方向	北東-南西方向	傾斜角	90°	南東傾斜 30°	断層型	逆断層(西側隆起)	逆断層(南東側隆起)	<p><b>第5節 地震被害の想定</b></p> <p>1 想定条件と地震ハザードの予測</p> <p>本市では、本計画策定にあたり、平成18年度に実施した防災アセスメント調査において、高田平野西縁断層と高田平野東縁断層を想定震源とした地震被害予測調査を行った。これらの断層は、最近の調査研究の結果、高田平野の縁辺部に存在が確認されたものである。想定地震断層に関する主な諸元ならびに断層の位置は下記のとおりである。</p> <p>また、被害予測については、地震発生の時期による被害状況の違いを考慮し、季節については夏季及び冬季に、また時間帯については昼(12時)及び夕方(18時)として設定した。なお、冬季に地震が発生した場合については、屋根雪量1mの設定を加えた。</p> <p style="text-align: center;">想定地震断層の諸元</p> <table border="1" data-bbox="1448 1562 2597 1864"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>高田平野西縁断層</th> <th>高田平野東縁断層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグニチュード</td> <td>6.8</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>断層の長さ</td> <td>18 km</td> <td>26 km</td> </tr> <tr> <td>走向</td> <td>やや北北西-南南東方向</td> <td>北東-南西方向</td> </tr> <tr> <td>傾斜角</td> <td>90°</td> <td>南東傾斜 30°</td> </tr> <tr> <td>断層型</td> <td>逆断層(西側隆起)</td> <td>逆断層(南東側隆起)</td> </tr> </tbody> </table>	パラメータ	高田平野西縁断層	高田平野東縁断層	マグニチュード	6.8	7.5	断層の長さ	18 km	26 km	走向	やや北北西-南南東方向	北東-南西方向	傾斜角	90°	南東傾斜 30°	断層型	逆断層(西側隆起)	逆断層(南東側隆起)	
パラメータ	高田平野西縁断層	高田平野東縁断層																																				
マグニチュード	6.8	7.5																																				
断層の長さ	18 km	26 km																																				
走向	やや北北西-南南東方向	北東-南西方向																																				
傾斜角	90°	南東傾斜 30°																																				
断層型	逆断層(西側隆起)	逆断層(南東側隆起)																																				
パラメータ	高田平野西縁断層	高田平野東縁断層																																				
マグニチュード	6.8	7.5																																				
断層の長さ	18 km	26 km																																				
走向	やや北北西-南南東方向	北東-南西方向																																				
傾斜角	90°	南東傾斜 30°																																				
断層型	逆断層(西側隆起)	逆断層(南東側隆起)																																				

修正前	修正後	修正理由
<div style="text-align: center;">  <p>想定震源断層の位置図</p> </div> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 斜面崩壊</p> <p>① 高田平野西縁断層を震源とする地震 高田市街地西側の丘陵地で斜面崩壊の発生率が高くなり、低平地に近い丘陵地内の住宅地でも斜面崩壊被害が懸念される。また、これらの地域には上信越自動車道、北陸新幹線(工事中)、スキー場、送電線ルートがあることから、大規模な土砂災害が発生した場合、重要交通路の遮断、観光施設被害またはスキー場での孤立化、電力供給停止等が発生する可能性が高い。</p> <p>② (略)</p> <p><b>2 地震被害想定の結果</b></p> <p>(1) 高田平野西縁断層を震源とする地震</p> <p>① 建物被害 夏季で約 7,200 棟、冬季で約 10,000 棟の全壊建物が発生する。全壊建物の分布は合併前の上越市の高田地区市街地に集中するため、全壊率が 30% を超す地域も現れる。また、南高田から高田、春日山、直江津等、建物が多く分布する地域で液状化による全壊が発生し、特に、高田___公園の周辺では大きな被害が発生する。その他の地域においても、低平地や谷底平野を中心に液状化被害が発生する可能性がある。</p> <p>②～④ (略)</p>	<div style="text-align: center;">  <p>想定震源断層の位置図</p> </div> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 斜面崩壊</p> <p>① 高田平野西縁断層を震源とする地震 高田市街地西側の丘陵地で斜面崩壊の発生率が高くなり、低平地に近い丘陵地内の住宅地でも斜面崩壊被害が懸念される。また、これらの地域には上信越自動車道、北陸新幹線_____、スキー場、送電線ルートがあることから、大規模な土砂災害が発生した場合、重要交通路の遮断、観光施設被害またはスキー場での孤立化、電力供給停止等が発生する可能性が高い。</p> <p>② (略)</p> <p><b>2 地震被害想定の結果</b></p> <p>(1) 高田平野西縁断層を震源とする地震</p> <p>① 建物被害 夏季で約 7,200 棟、冬季で約 10,000 棟の全壊建物が発生する。全壊建物の分布は合併前の上越市の高田地区市街地に集中するため、全壊率が 30% を超す地域も現れる。また、南高田から高田、春日山、直江津等、建物が多く分布する地域で液状化による全壊が発生し、特に、高田城址公園の周辺では大きな被害が発生する。その他の地域においても、低平地や谷底平野を中心に液状化被害が発生する可能性がある。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>時点修正</p> <p>名称変更(都市整備課) R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																								
<p>(2) 高田平野東縁断層を震源とする地震</p> <p>① 建物被害</p> <p>震度6強以上の地震動となる地域の多くでは全壊率が高く、安塚区や牧区では全壊率が30%を 超す地域が現れる。全壊建物が発生する地域は東頸城丘陵にとどまらず、地盤が軟弱な高田平野に まで広がると推定される。また、高田___公園の周辺、春日山、直江津地区を中心とする高田平野 全体にわたり、液状化により建物被害が懸念される。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(2) 高田平野東縁断層を震源とする地震</p> <p>① 建物被害</p> <p>震度6強以上の地震動となる地域の多くでは全壊率が高く、安塚区や牧区では全壊率が30%を 超す地域が現れる。全壊建物が発生する地域は東頸城丘陵にとどまらず、地盤が軟弱な高田平野に まで広がると推定される。また、高田城址公園の周辺、春日山、直江津地区を中心とする高田平野 全体にわたり、液状化により建物被害が懸念される。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>名称変更（都市整 備課）R4.3月</p>																								
<p><b>第6節 緊急地震速報と地震情報</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 地震情報の種類とその内容</b></p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関 と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、 報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="136 1110 1338 1860"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する 情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付 加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度 に関する情 報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する 情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付 加。	震源・震度 に関する情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。	<p><b>第6節 緊急地震速報と地震情報</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 地震情報の種類とその内容</b></p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関 と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、 報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="1383 1110 2585 1860"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する 情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグ ニチュード）を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度 に関する情 報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する 情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグ ニチュード）を発表。	震源・震度 に関する情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。	<p>県計画を踏まえた 修正(文書の修正) R2.10月</p>
情報の種類	発表基準	内容																								
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する 情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付 加。																								
震源・震度 に関する情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。																								
情報の種類	発表基準	内容																								
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地 域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上 越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区 分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																								
震源に関する 情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津 波注意報を発表した場合は発表し ない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグ ニチュード）を発表。																								
震源・震度 に関する情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津 波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場 合 ・緊急地震速報（警報）を発表し	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュ ード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合は、その市町村名を發 表。																								

修正前			修正後			修正理由
各地の震度に関する情報	<p>た場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> </ul>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>	各地の震度に関する情報	<p>た場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上</li> </ul>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（表の整理） R2.10月</p>
その他の情報	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>	推計震度分布図	<p>・震度5弱以上</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>	
(追加)	(追加)	(追加)	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード7.0以上</li> <li>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>	
推計震度分布図	<p>・震度5弱以上</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>	その他の情報	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>	
<p>そのほか、「遠地地震に関する情報」として国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p>			<p>(削除)</p>			<p>県計画を踏まえた修正（表形式に記載変更）R2.10月</p>
<p><b>3 地震活動に関する解説情報等</b></p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>(1) 地震解説資料</p> <p>担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>(2) 管内地震活動図及び週間地震概況</p> <p>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p>			<p><b>3 地震活動に関する解説資料等</b></p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供_____している資料。</p> <p>(削除)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			

修正前			修正後			修正理由
(追加)	(追加)	(追加)	解説資料等の種類	発表基準	内容	
(追加)	(追加)	(追加)	地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報をとりまとめた資料。	
(追加)	(追加)	(追加)	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	
(追加)	(追加)	(追加)	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予測図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	
(追加)	(追加)	(追加)	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、_____高 齢者支援課、保育課、こども課、産業振興課、学校教育課、社会教育課、施設を管理 する課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予 防に関する教育、訓練等を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施すると ともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、住民等による、自 らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。</p> <p>さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関に おいて、_____地理情報システム (GIS) など各種手段を使った「情報の 共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者の安全を確保するため、要配慮者、保護責任者及び施設管理者に対する防災知識の普及、 啓発に努めるとともに、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)」に基づく「個別の支 援計画 (個別____計画)」等により、実践的で、市民の安全に配慮した避難誘導訓練を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 防災教育</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2部 地震災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災教育・訓練</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、共生まちづくり課、福祉課、<u>地域医療推進室</u>、高 齢者支援課、保育課、こども課、<u>産業政策課</u>、学校教育課、社会教育課、施設を管理 する課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予 防に関する教育、訓練等を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施すると ともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、住民等による、自 らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。</p> <p>さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関に おいて、<u>新潟県総合防災情報システム</u>、地理情報システム (GIS) など各種手段を使った「情報の 共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。</p> <p><u>⑤ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性 の尊重等に十分に配慮しなければならない。</u></p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者の安全を確保するため、要配慮者、保護責任者及び施設管理者に対する防災知識の普及、 啓発に努めるとともに、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)」に基づく「個別の支 援計画 (個別避難計画)」等により、実践的で、市民の安全に配慮した避難誘導訓練を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 防災教育</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p>	<p>組織改編</p> <p>県計画を踏まえた 修正 (文言整理) R2.10月 県計画を踏まえた 修正 (防災教育に おいて踏まえるべ き視点の追加) R3.3月 上越市避難行動要 支援者避難支援プ ランに合わせ文言 修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 学校における防災教育の推進                      (ア) 県立学校__における防災教育の実施                      (イ)～(ウ) (略)                      イ～キ (略)</p> <p>ク 学校、自主防災組織、民間企業、_____ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <hr/> <p>また、_____地理情報システム (GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割                      (追加)</p> <p>ア 市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。                      イ 市が行う市職員に対する防災教育の支援                      ウ 避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他関係機関と連携し、地震・津波防災について普及・啓発に努める。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① (略)                      ② (略)                      ③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、__防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>ア 学校における防災教育の推進                      (ア) 県立学校等における防災教育の実施                      (イ)～(ウ) (略)                      イ～キ (略)</p> <p>ク 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO</u>・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p><u>この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>また、<u>新潟県総合防災情報システム</u>、地理情報システム (GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p> <p>④ 新潟地方気象台の役割</p> <p><u>ア 地震によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備</u>                      イ 市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。                      ウ 市が行う市職員に対する防災教育の支援                      エ 避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他関係機関と連携し、地震・津波防災について普及・啓発に努める。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>① (略)                      ② (略)                      ③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、<u>自主防災組織</u>、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (大学も含むことから追記)                      H31. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映、文言整理) R2. 10月                      県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正)                      H31. 3月</p>

修正前	修正後	修正理由				
<p style="text-align: center;"><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の共助の意識に基づき男女が共同で参画できる自主防災組織の整備育成を促進する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 自主防災組織の育成</p> <p>町内会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な町内会にあっては、複数の町内会による組織化を促す。</p> <p>自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。</p> <p>(3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平常時の活動</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">災害時の活動</td> </tr> </table>	平常時の活動	災害時の活動	<p style="text-align: center;"><b>第2節 自主防災組織の育成</b></p> <p>担当：市民安全課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。</p> <p>そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。</p> <p>なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 組織の編成</p> <p>自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。</p> <p>なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。</p> <p>(3) 自主防災組織の育成</p> <p>町内会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な町内会にあっては、複数の町内会による組織化を促す。</p> <p>自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。</p> <p>(4) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平常時の活動</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">災害時の活動</td> </tr> </table>	平常時の活動	災害時の活動	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映、検討会議提言事項の反映、文章等の修正）</p> <p>R2.10月</p>
平常時の活動	災害時の活動					
平常時の活動	災害時の活動					



修正前		修正後		修正理由
<p>① 情報の収集伝達体制の整備</p> <p>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>③ 火気使用設備器具の点検</p> <p>④ 防災用資機材等の整備及び管理</p> <p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</p>	<p>① 初期消火の実施</p> <p>② 地域内の被害状況等の情報収集</p> <p>③ 救出救護の実施及び協力</p> <p>④ 地域住民に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）等の情報伝達</u></p> <p>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>① 情報の収集伝達体制の整備</p> <p>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</p> <p>③ 火気使用設備器具の点検</p> <p>④ 防災用資機材等の整備及び管理</p> <p>⑤ 危険箇所の点検・把握</p> <p>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</p>	<p>① 初期消火の実施</p> <p>② 地域内の被害状況等の情報収集</p> <p>③ 救出救護の実施及び協力</p> <p>④ 地域住民に対する<u>高齢者等避難、避難指示等</u>の<u>情報伝達</u></p> <p>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</p> <p>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</p> <p>⑧ 避難所等の運営協力</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 自主防災組織の<u>育成及びリーダーの養成</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織_____育成<u>整備活動</u>に積極的に協力し、市が行う防災資機材_____の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催_____、県の広報紙等による普及啓発を行い_____、自主防災組織の充実を図る。</p> <p><b>4 自主防災組織と消防団との連携</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 自主防災組織_____及びリーダーの育成</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織<u>及びリーダーの育成</u>_____に積極的に協力し、市が行う防災資機材_____の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。</p> <p><b>4 自主防災組織と消防団との連携</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正（文章等の修正）R2.10月</p>		
<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害に強いまちづくりのため、市、県、国等の各種機関は協力し、総合的な施策を推進する。</p>		<p><b>第3節 防災まちづくり</b></p> <p>担当：都市整備課、危機管理課、道路課、生活排水対策課、下水道建設課、ガス水道局</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害に強いまちづくりのため、市、県、国等の各種機関は協力し、総合的な施策を推進する。</p>		

修正前	修正後	修正理由
<p>①～⑥ (略) (追加)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 災害に強い宅地造成の推進 市は、必要に応じて宅地ハザードマップ(仮称)や液状化危険度マップの作成・公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備 幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進め、耐震性を確保する。 ア～オ (略) (追加)</p> <p>⑦ 町家・町並み保存と防災対策の推進 本市には、文化的、歴史的資源として価値のある町家や雁木づくりの町並みが数多く存在するが、耐震性や耐火性など防災面での機能に劣る木造建築物が大半となっている。このため、これらの保存や再生の取組においては、所有者及び居住者をはじめ地域住民の理解と協力の下に、防災対策上の検討及び推進を図る。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑤ (略) (追加)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 災害に強い宅地造成の推進 市は、必要に応じて宅地ハザードマップ(仮称)や液状化危険度マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備 幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進め、耐震性を確保する。 ア～オ (略)</p> <p>⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進 市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>⑧ 町家・町並み保存と防災対策の推進 本市には、文化的、歴史的資源として価値のある町家や雁木づくりの町並みが数多く存在するが、耐震性や耐火性など防災面での機能に劣る木造建築物が大半となっている。このため、これらの保存や再生の取組においては、所有者及び居住者をはじめ地域住民の理解と協力の下に、防災対策上の検討及び推進を図る。</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 復興まちづくり事前準備の取組の推進 県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市町村が行う復興事前準備の取組の推進を支援する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(国土交通省防災業務計画の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(国土交通省防災業務計画の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(国土交通省防災業務計画の反映) R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4節 集落孤立対策</b></p> <p>担当：市民安全課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>本市においては、山間部の地域における携帯電話の不感地域が他の市町村に比べ少ない現況にある。</p> <p>しかし、中越沖地震において携帯電話による通話の集中や基地局の停電等により通話が困難となったことが確認されており、情報伝達手段の多重化が課題となった。</p> <p>特に孤立のおそれがある山間地集落における通信手段の確保が重要であることから、<u>衛星携帯電話</u>の整備、安全メールの活用等による通信の多重化を推進する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 集落内のヘリポート適地の確保</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 積雪期に備えた装軌<u>                    </u>車両の確保</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 孤立可能性の把握と防止対策の実施</p> <p>ア 迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、<u>                    </u>被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 孤立が予想される集落の資機材整備に対する支援</p> <p><u>国の補助制度の活用</u>や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</p> <p>③ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 集落孤立対策</b></p> <p>担当：市民安全課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>本市においては、山間部の地域における携帯電話の不感地域が他の市町村に比べ少ない現況にある。</p> <p>しかし、中越沖地震において携帯電話による通話の集中や基地局の停電等により通話が困難となったことが確認されており、情報伝達手段の多重化が課題となった。</p> <p>特に孤立のおそれがある山間地集落における通信手段の確保が重要であることから、<u>衛星携帯電話等の通信機器</u>の整備、安全メールの活用等による通信の多重化を推進する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 集落内のヘリポート適地の確保</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 積雪期に備えた装軌<u>(キャタピラ)</u>車両の確保</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 孤立可能性の把握と防止対策の実施</p> <p>ア 迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、<u>市を通じ</u>、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 孤立が予想される集落の資機材整備に対する支援</p> <p><u>                    </u>県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（原子力規制事務所）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句の補足）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言修正）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（制度の廃止）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 323 587 373"><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p data-bbox="127 415 1350 508">担当：危機管理課、高齢者支援課、_____福祉課、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p data-bbox="127 529 341 567"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="127 575 320 613">(1) 基本方針</p> <p data-bbox="127 621 1350 709">地震による人的被害を最小限にとどめるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所等の機能・環境の整備、充実に努める。</p> <hr/> <p data-bbox="127 890 474 928">(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p data-bbox="127 936 795 974">要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p data-bbox="127 982 943 1150">① (略)                  ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難勧告等の伝達                  ③～⑥ (略)                  (3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="127 1201 311 1239"><b>2 主な取組</b></p> <p data-bbox="127 1247 1092 1512">(1) (略)                  (2) 避難勧告等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。                  (3) 避難勧告等の発令に関する客観的基準を設定する。                  (4)～(5) (略)                  (6) 避難勧告等の発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。                  (7)～(8) (略)</p> <p data-bbox="127 1562 400 1600"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="127 1608 1350 1869">(1) 市民・企業等の役割</p> <p data-bbox="127 1654 1350 1869">① 市民の役割</p> <p data-bbox="127 1696 1350 1780">自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。</p> <p data-bbox="127 1789 320 1827">ア (略)</p> <p data-bbox="127 1835 1350 1869">イ 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ</p>	<p data-bbox="1380 323 1834 373"><b>第5節 避難体制の整備</b></p> <p data-bbox="1380 415 2602 508">担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、<u>地域医療推進室</u>、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p data-bbox="1380 529 1593 567"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="1380 575 1573 613">(1) 基本方針</p> <p data-bbox="1380 621 2602 751">地震による人的被害を最小限にとどめるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所等の機能・環境の整備、充実に努め、<u>市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。</u></p> <p data-bbox="1380 760 2602 890"><u>特に、市、県及び防災関係機関等は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自ら守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるように支援する。</u></p> <p data-bbox="1380 898 1727 936">(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p data-bbox="1380 945 2047 982">要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p data-bbox="1380 991 2196 1159">① (略)                  ② 早期避難のための迅速・確実な方法による<u>避難指示</u>等の伝達                  ③～⑥ (略)                  (3)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1380 1209 1564 1247"><b>2 主な取組</b></p> <p data-bbox="1380 1255 2338 1520">(1) (略)                  (2) <u>避難指示</u>等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。                  (3) <u>避難指示</u>等の発令に関する客観的基準を設定する。                  (4)～(5) (略)                  (6) <u>避難指示</u>等の発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。                  (7)～(8) (略)</p> <p data-bbox="1380 1570 1653 1608"><b>3 それぞれの役割</b></p> <p data-bbox="1380 1617 1697 1654">(1) 市民・企業等の役割</p> <p data-bbox="1380 1663 2602 1873">① 市民の役割</p> <p data-bbox="1380 1705 2602 1789">自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。</p> <p data-bbox="1380 1797 1564 1835">ア (略)</p> <p data-bbox="1380 1843 2602 1873">イ 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ</p>	<p data-bbox="2626 445 2745 483">組織改編</p> <p data-bbox="2626 667 2852 840">県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p data-bbox="2626 1029 2852 1113">災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2626 1297 2852 1381">災害対策基本法の一部改正</p>

上越市地域防災計画 地震災害対策編 第2部 地震災害対策 第1章 災害予防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>め確認_____しておくこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意_____すること。</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>_____の意味を正しく理解_____しておくこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、<u>避難経路</u>等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と_____避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。_____</p> <p>_____なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(追加)</p> <p>② <u>避難勧告等情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）_____等_____、市民・企業等へ<u>避難勧告</u>等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への<u>確実な情報伝達手段</u>が確保できるよう留意する。</p>	<p>め確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、<u>気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。</u></p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>_____の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、<u>避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認</u>しておくこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、<u>避難経路</u>等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と<u>災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項等の普及・啓発</u>を行う。</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。<u>また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</u>なお、防災マップ等の作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>ウ <u>防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。</u></p> <p>② <u>避難指示等情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、<u>Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用</u>を図るなど、市民・企業等へ<u>避難指示</u>等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への<u>確実な情報伝達手段</u>が確保できるよう留意する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映、防災基本計画の反映）</p> <p>R2.10月</p> <p>災害基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由																							
<p>ウ (略)</p> <p>エ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難勧告</u>等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ <u>エフエム上越株、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会</u>との協定に基づき、<u>避難勧告</u>等の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>カ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る_____。</p> <p>キ 躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>③ <u>避難勧告</u>等の発令基準</p> <p>本市における<u>避難勧告</u>等の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。</p>	<p>また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難指示</u>等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ (削除) _____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難指示</u>等の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>カ 早期の避難行動につなげるため、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、<u>避難行動</u>を促していく。</p> <p>キ 躊躇なく<u>避難指示</u>等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>③ <u>避難指示</u>等の発令基準</p> <p>本市における<u>避難指示</u>等の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>コミュニティFMの事業譲渡に基づく修正(広報対話課) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>他の計画と整合性を図り修正 R4.3月</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 1024 362 1083">区分</th> <th data-bbox="362 1024 819 1083">発令時の状況等</th> <th data-bbox="819 1024 1323 1083">市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1083 362 1381"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="362 1083 819 1381">災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td data-bbox="819 1083 1323 1381">① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 通常の避難行動ができる人は、_____避難_____するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1381 362 1537"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="362 1381 819 1537">災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td data-bbox="819 1381 1323 1537">通常の避難行動ができる人は、避難_____を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1537 362 1871"><u>避難指示(緊急)</u></td> <td data-bbox="362 1537 819 1871">① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況</td> <td data-bbox="819 1537 1323 1871">① <u>避難勧告</u>等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② _____ _____まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等や</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	市民に求める行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	災害の発生する可能性が高まった状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 通常の避難行動ができる人は、_____避難_____するための準備を開始する。	<u>避難勧告</u>	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、避難_____を開始する。	<u>避難指示(緊急)</u>	① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況	① <u>避難勧告</u> 等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② _____ _____まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等や	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 1024 1611 1083">区分</th> <th data-bbox="1611 1024 2068 1083">発令時の状況等</th> <th data-bbox="2068 1024 2573 1083">市民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 1083 1611 1381"><u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u></td> <td data-bbox="1611 1083 2068 1381">避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれがある_____状況</td> <td data-bbox="2068 1083 2573 1381">① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、<u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、<u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1381 1611 1537"><u>【警戒レベル4】 避難指示</u></td> <td data-bbox="1611 1381 2068 1537">災害が発生するおそれが高い_____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td data-bbox="2068 1381 2573 1537">通常の避難行動ができる人は、<u>避難(立退き避難)</u>を開始する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1537 1611 1871"><u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u></td> <td data-bbox="1611 1537 2068 1871">災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況</td> <td data-bbox="2068 1537 2573 1871">① <u>避難指示</u>等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	市民に求める行動	<u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u>	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれがある_____状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> するための準備を開始する。	<u>【警戒レベル4】 避難指示</u>	災害が発生するおそれが高い_____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難(立退き避難)</u> を開始する。	<u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u>	災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況	① <u>避難指示</u> 等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点</u>
区分	発令時の状況等	市民に求める行動																							
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	災害の発生する可能性が高まった状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ② 通常の避難行動ができる人は、_____避難_____するための準備を開始する。																							
<u>避難勧告</u>	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、避難_____を開始する。																							
<u>避難指示(緊急)</u>	① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況	① <u>避難勧告</u> 等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② _____ _____まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等や																							
区分	発令時の状況等	市民に求める行動																							
<u>【警戒レベル3】 高齢者等避難</u>	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれがある_____状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> するための準備を開始する。																							
<u>【警戒レベル4】 避難指示</u>	災害が発生するおそれが高い_____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難(立退き避難)</u> を開始する。																							
<u>【警戒レベル5】 緊急安全確保</u>	災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況	① <u>避難指示</u> 等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点</u>																							

修正前	修正後	修正理由
<p>むを得ないときは、待避・垂直避難を行う。</p>	<p>でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する（緊急安全確保）。</p>	
<p>④ 避難誘導體制の整備                      ア 避難勧告等を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。                      イ～ウ (略)                      エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備                      ア 指定と周知                      (ア) 市は、(追加) _____ 都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。                      (イ)～(オ) (略)                      イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点                      (ア)～(イ) (略)                      (ウ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。                      面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1㎡____、指定避難所は1人当たり3____㎡とする_____。                      (エ) (略)                      (追加) _____                      _____                      (オ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬____、炊きだし用具、_____毛布_____等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。                      (カ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性_____の確保など、男女のニーズの違い、男女双方_____の視点等に配慮する。                      (キ) 指定避難所は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備え</p>	<p>④ 避難誘導體制の整備                      ア 避難指示等を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。                      イ～ウ (略)                      エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備                      ア 指定と周知                      (ア) 市は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。                      (イ)～(オ) (略)                      イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点                      (ア)～(イ) (略)                      (ウ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。                      面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1㎡<u>とし</u>、指定避難所は1人当たり<u>3～4㎡</u>とすることに努める。                      (エ) (略)                      (オ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するように努める。</u>                      (カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、<u>マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。                      (キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における<u>安全性やプライバシー</u>の確保など、男女のニーズの違い、男女双方<u>及び性的少数者の視点等に配慮する。</u>                      (ク) 指定避難所は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備え</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（性的少数者への配慮に関する追記）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>た設備を整備するとともに、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努める。</p> <p>(ク) 指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した設備の整備を推進する。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(ケ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(コ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>エ 福祉避難所の指定</p> <p>(ア) 災害時において、<u>一般の避難所</u>での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難勧告</u>等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>      </u>、ボランティア団体、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p>	<p>た設備を整備するとともに、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努める。</p> <p>(ク) 指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した設備の整備を推進する。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(コ) <u>指定避難所において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>(サ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(シ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(ク) <u>新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p>エ 福祉避難所の指定</p> <p>(ア) 災害時において、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難指示</u>等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO</u>、ボランティア団体、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p>	<p>表記の統一 R4. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係機関からの修正意見）R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2. 10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2. 10月</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市による<u>避難勧告</u>等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) 県から市への警報等の迅速な伝達体制を維持・強化する。</p> <p>(イ) 市の<u>避難勧告</u>等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難勧告</u>等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p>(オ) 市に対し、<u>避難勧告</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>ウ 指定避難所等の確保への協力</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <hr/> <p>エ～オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難勧告</u>等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>③ (略)</p>	<p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市による<u>避難指示</u>等の早期発令・伝達体制整備の支援</p> <p>(ア) 県から市への警報等の迅速な伝達体制を維持・強化する。</p> <p>(イ) 市の<u>避難指示</u>等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難指示</u>等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p> <p>(オ) 市に対し、<u>避難指示</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>ウ 指定避難所等の確保への協力</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。</u></p> <p><u>(エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難指示</u>等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市が行う<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>③ (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画に合わせた項目の追加 R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係機関等からの修正意見） R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約検査課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、_____健康づくり推進課、すこやかにくらし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者の個別の支援計画（個別__計画）の促進                      避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別の支援計画（個別__計画）の策定の促進に努める。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は<u>避難勧告</u>等の伝達に特に配慮するとともに、避難・誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中で危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 生活の場の確保対策</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある<u>者</u>のために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p>加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健対策</p> <p>被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師__は指定避難所、福祉避難所、応急仮設</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約検査課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、<u>地域医療推進室</u>、健康づくり推進課、すこやかにくらし包括支援センター、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者の個別の支援計画（<u>個別避難計画</u>）の促進                      避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別の支援計画（<u>個別避難計画</u>）の策定の促進に努める。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は<u>避難指示</u>等の伝達に特に配慮するとともに、避難・誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中で危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 生活の場の確保対策</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある<u>人</u>のために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p>加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健対策</p> <p>被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師<u>等</u>は指定避難所、福祉避難所、応急仮設</p>	<p>組織改編</p> <p>上越市避難行動要支援者避難支援プランに合わせ文言修正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>文言の整理（高齢者支援課）R3.3月</p> <p>「こころのケア」</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>また、海上のみでなく、陸上における救急_救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（節内の表記の統一） R3.3月</p>
<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、_____危機管理課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機関及び医療関係団体</p> <p>医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。</p> <p>ア 病院</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>広域災害救急医療情報システム</u>に登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害拠点病院</p> <p>災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。</p> <p>(ア) 地域災害拠点病院</p> <p>a (略)</p>	<p><b>第9節 医療救護体制の整備</b></p> <p>担当：健康づくり推進課、<u>地域医療推進室</u>、危機管理課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) 市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機関及び医療関係団体</p> <p>医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。</p> <p>ア 病院</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>新潟県</u>救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害拠点病院</p> <p>災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。</p> <p>(ア) 地域災害拠点病院</p> <p>a (略)</p>	<p>組織改編</p> <p>字句修正</p> <p>表現の統一</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。</p> <p>(i) 基幹災害拠点病院</p> <p>a (略)</p> <p>b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>③ 救護センター【患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所】の設置</p> <p>ア 救護センターの設置場所</p> <p>県は、指定避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。</p> <p>⑤ 救急連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・上越地域消防事務組合・医療機関等の連絡体制の整備を行う。</p> <p>⑥ 医療資器材等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療資器材等の供給支援</p> <p>県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>また、災害時における輸血用血液_____の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支</p>	<p>b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。</p> <p>(i) 基幹災害拠点病院</p> <p>a (略)</p> <p>b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>新潟DPATの派遣体制の整備</u></p> <p>県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。</p> <p><u>新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。</u></p> <p>④ 救護センター【患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所】の設置</p> <p>ア 救護センターの設置場所</p> <p>県は、指定避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>⑤ 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。</p> <p>⑥ 救急連絡体制の確立</p> <p><u>新潟県</u> 救急医療情報システムを活用するなど、行政・上越地域消防事務組合・医療機関等の連絡体制の整備を行う。</p> <p>⑦ 医療資器材等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療資器材等の供給支援</p> <p>県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>また、災害時における輸血用血液等<u>血液製剤</u>の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部</p>	<p>県計画を踏まえた修正（節内の表記の統一）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（節内の表記の統一）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害時医療救護活動マニュアル改正の反映）R2.10月</p> <p>表現の統一</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害時医療</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>部との協力体制の整備に努める。</p> <p>⑦ 広域医療搬送拠点・SCUの確保</p> <p>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。</p> <p>（追加）</p> <hr/> <p>⑧ 平時からの連携体制の整備</p> <p>災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、（一社）新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。</p> <p>⑨ 災害医療救護対策の充実</p> <p>県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。</p> <p>⑩ 活動の調整</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>(6) （略）</p>	<p>との協力体制の整備に努める。</p> <p>⑧ 広域医療搬送拠点・SCUの確保</p> <p>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。</p> <p>⑨ 電源の確保</p> <p>病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。</p> <p>⑩ 平時からの連携体制の整備</p> <p>災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、（一社）新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。</p> <p>⑪ 災害医療救護対策の充実</p> <p>県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。</p> <p>⑫ 活動の調整</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>(6) （略）</p>	<p>救護活動マニュアル改正の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の修正に伴う追記）R3.3月</p>
<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（追加）</p> <hr/> <p>（追加）</p> <hr/>	<p><b>第10節 食料・生活必需品等の確保</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておき、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>⑦ 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やか</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>れができる広域物資輸送拠点__を選定する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 燃料の緊急供給体制の整備 __ 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備する__ _____ _____ (追加) _____</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア 毛布及び日用品セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ (略)</p> <p>② (略) (追記) _____ _____</p>	<p>_____(広域物資輸送拠点__を選定する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 燃料の緊急供給体制の整備 ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報(施設に至る経路や燃料関連設備の状況等)の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。 イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア 毛布及び緊急セット__等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 新潟県石油業協同組合 ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。 イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。</p>	<p>修正(文言整理) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(燃料供給に係る県の役割の追加) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(備蓄品目の変更による修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(燃料供給に係る協定団体の役割の追加) H31.3月</p>
<p><b>第11節 廃棄物処理体制の整備</b></p> <p>担当：生活環境課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>大規模地震発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震の発生に伴う建物等の災害がれき及び指定避難所等から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。</p> <p>市では、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月 環境省)を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画第4部 災害廃棄物処理計画」を作成している。</p> <p>市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。</p>	<p><b>第11節 廃棄物処理体制の整備</b></p> <p>担当：生活環境課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>大規模地震発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震の発生に伴う建物等の災害がれき及び指定避難所等から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。</p> <p>市では、「災害廃棄物対策指針」(平成31年3月 環境省)を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画第4部 災害廃棄物処理計画」を作成している。</p> <p>市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。</p>	<p>時点修正(生活環境課) R3.3月</p>





修正前	修正後	修正理由
<p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。</p> <p>イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>② 一般社団法人新潟県産業廃棄物協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>③ 一般社団法人新潟県浄化槽整備協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>④ 一般社団法人新潟県解体工事業協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>⑤ 公益財団法人新潟県環境保全事業団</p> <p>県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。</p>	<p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。</p> <p>イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>③ 一般社団法人新潟県産業資源循環協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>④ 一般社団法人新潟県浄化槽整備協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>⑤ 一般社団法人新潟県解体工事業協会</p> <p>ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。</p> <p>イ 会員への緊急連絡体制を整備する。</p> <p>⑥ 公益財団法人新潟県環境保全事業団</p> <p>県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(組織名変更) R2.10月</p>
<p><b>第12節 地盤災害の予防</b></p> <p>担当：都市整備課、河川海岸砂防課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除 き、開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のた めの措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒</p>	<p><b>第12節 地盤災害の予防</b></p> <p>担当：都市整備課、河川海岸砂防課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除 き、開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒</p>	<p>県計画を踏まえた修正(地震災害は対象としない) H31.3月</p> <p>災害対策基本法の</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを顧慮するよう努める。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する<u>避難勧告</u>等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 二次災害の予防 (追加)</p> <hr/> <p>ア 土砂災害危険箇所等の調査点検 地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、関係機関、地元住民の協力を得て危険箇所及び対策施設の調査点検を速やかに実施する。異状が発見された場合、県および関係機関に報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。</p> <p>イ <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等の発令 地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、<u>又は避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令する。</p> <p>ウ 二次的な土砂災害への対策 土砂災害危険箇所の把握について、崩壊や亀裂等が植生等で覆われている場合や、地盤内部の亀裂発生や地盤の脆弱化が進行している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあることから、市は関係機関と連携して地震発生後の二次的な土砂災害の監視体制を強化する。</p> <p>(3) 県、国の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 土砂災害<u>危険箇所</u>等の調査及び市民への周知</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>⑬ 二次災害の予防 (追加)</p> <p>ア 土砂災害危険箇所等の調査点検</p> <p>イ 土砂災害危険箇所等の応急対策</p> <p>ウ 二次的な土砂災害への対策</p>	<p>避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを顧慮するよう努める。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する<u>避難指示</u>等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 二次災害の予防</p> <p>ア <u>迅速な応急対策への備え</u> <u>市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>イ 土砂災害危険箇所等の調査点検 地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、関係機関、地元住民の協力を得て危険箇所及び対策施設の調査点検を速やかに実施する。異状が発見された場合、県および関係機関に報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。</p> <p>ウ <u>避難指示</u>等の発令 地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、<u>避難指示等</u>を発令する。</p> <p>エ 二次的な土砂災害への対策 土砂災害危険箇所の把握について、崩壊や亀裂等が植生等で覆われている場合や、地盤内部の亀裂発生や地盤の脆弱化が進行している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあることから、市は関係機関と連携して地震発生後の二次的な土砂災害の監視体制を強化する。</p> <p>(3) 県、国の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 土砂災害<u>警戒区域</u>等の調査及び市民への周知</p> <p>⑥～⑫ (略)</p> <p>⑬ 二次災害の予防</p> <p>ア <u>迅速な応急対応への備え</u></p> <p>イ 土砂災害危険箇所等の調査点検</p> <p>ウ 土砂災害危険箇所等の応急対策</p> <p>エ 二次的な土砂災害への対策</p>	<p>一部改正</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の変更に伴う修正) R3. 3月</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言の整理) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3. 3月</p>
<p><b>第13節 (略)</b></p>	<p><b>第13節 (略)</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第14節 農地・農業用施設の地震対策</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 用排水施設の災害予防対策  <u>新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性、耐浪性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。</u></p> <p>④ ため池施設の災害予防対策          老朽化が甚だしく、また耐震構造に不安のあるため池について、<u>計画的に現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づく計画的な施設の改善に努める。</u>  <u>地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、</u>  <u>ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検          地震が発生した場合は、<u>臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、</u><u>ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。</u>その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する<u>避難のための勧告・指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検          震度4以上の地震が発生した場合は、<u>臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、</u>県営事業</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 農地・農業用施設の地震対策</b></p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 用排水施設の災害予防対策  <u>主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等のうち</u>  <u>、耐震性、耐浪性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。</u></p> <p>④ ため池施設の災害予防対策          老朽化が甚だしく、また耐震構造に不安のあるため池について、<u>現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づく計画的な施設の改善に努める。</u>  <u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検          地震が発生した場合は、<u>緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、</u><u>防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。</u>その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する<u>避難指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検          震度4以上の地震が発生した場合は、<u>緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、</u>県営事業</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言の修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく文言の修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく修正) R3.3月 災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点____ため池などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、<u>臨時点検基準</u>により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、<u>ため池、地すべり危険箇所等</u>の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点<u>農業用</u>ため池などの緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3) 土地改良区・施設管理者等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、<u>緊急点検基準</u>により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、<u>管理施設</u>の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言の修正) R3.3月</p>
<p><b>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路_____特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル_____等の重要構造物_____の補強・修繕_____のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器(地震計、雨量計、ITV)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p>	<p><b>第15節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策</b></p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 主な取組</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道及び市道は災害発生時の広域支援ルートとなり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、<u>洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施する</u>ほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 情報連絡体制の整備</p> <p>各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器(____雨量計、ITV)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正(地域整備部)</p> <p>県計画を踏まえた修正(対策内容を明確化するための追記) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言の整理)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 迅速な応急復旧体制の整備 関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、<u>あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</u></p> <p>③～④（略）</p>	<p>② 迅速な応急復旧体制の整備 関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会及び（一社）新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、<u>                  </u>道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③～④（略）</p>	<p>R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言の整理)</p> <p>R2.10月</p>
<p><b>第16節（略）</b></p>	<p><b>第16節（略）</b></p>	
<p><b>第17節 建築物等の災害予防</b></p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所等あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市・県等の地域機関庁舎等）</p> <p>(エ)～(カ)（略）</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進 施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。 <u>施設管理者</u>は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。 また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p>	<p><b>第17節 建築物等の災害予防</b></p> <p>担当：建築住宅課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所等あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市、<u>  </u>県等の地域機関庁舎等）</p> <p>(エ)～(カ)（略）</p> <p>イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進 施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。 <u>建築物の所有者等</u>は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。 また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(イ)～(エ)（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア (略)</p> <p>イ 耐震改修推進計画 地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。 また、高層建築物における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。 (オ)～(ケ) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割 ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <hr/> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <hr/> <p>(4) 上越地域消防事務組合の役割 防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 耐震改修推進計画 地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。 また、高層建築物における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。 (オ)～(ケ) (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>③ 企業・事業所等の役割 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟地方気象台の役割</u> <u>高層建築物における長周期地震動対策として、長周期地震動に関する情報提供を図る。</u></p> <p>(5) 上越地域消防事務組合の役割 防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p><b>第18節 鉄道事業者の地震対策</b></p> <p>担当：新幹線・交通政策課、危機管理課</p> <p>1～3 (略)</p>	<p><b>第18節 鉄道事業者の地震対策</b></p> <p>担当：交通政策課、危機管理課</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>組織改編 R2.10</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第19節 (略)</p>	<p>第19節 (略)</p>	
<p>第20節 放送事業者の地震対策</p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。</p> <p>県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。</p> <p>地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 コミュニティFM、ケーブルテレビ及び有線放送との連携</p> <p>コミュニティ放送を行っているエフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会は、市と連携して災害時に緊急割込み放送を行うことができるよう体制を確立する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第20節 放送事業者の地震対策</p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。</p> <p>県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。</p> <p>地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 コミュニティFM、ケーブルテレビ及び有線放送との連携</p> <p>コミュニティ放送を行っている(削除)_____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会は、市と連携して災害時に緊急割込み放送を行うことができるよう体制を確立する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（地域防災計画の反映）R3.3月</p> <p>句読点削除（広報対話課）R4.3月</p> <p>コミュニティFMの事業譲渡に基づく修正（広報対話課）R3.3月</p>
<p>第21節 電気通信事業者の地震対策</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置_____を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しな</p>	<p>第21節 電気通信事業者の地震対策</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しな</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>いよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動 <u>(追加)</u></p> <hr/> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目 ア～エ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>いよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動 <u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目 ア～エ (略) <u>オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p>
<p><b>第22節 電力供給事業者の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電力供給機関の役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策用資材等の確保</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保及び整備 災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。 また、道路状況・輸送手段などを総合的に判断のうえ、輸送計画を樹立するとともに、輸送力確保に努める。 <u>(追加)</u></p> <hr/> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>第22節 電力供給事業者の地震対策</b></p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 電力供給機関の役割</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策用資材等の確保</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保及び整備 災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。 また、道路状況・輸送手段などを総合的に判断のうえ、輸送計画を樹立するとともに、輸送力確保に努める。 <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由						
<p>(5) 応援協力体制の整備 各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。 また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。 (追加)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) 応援協力体制の整備 各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。 また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>						
<p>第23節～第24節 (略)</p>	<p>第23節～第24節 (略)</p>							
<p>第25節 下水道等施設の地震対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般社団法人新潟県下水道管路維持改築協会 ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>第25節 下水道等施設の地震対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般社団法人新潟県下水道____維持改築協会 ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>H30.6.29 付で当該協会の名称変更の反映</p>						
<p>第26節 工業用水道事業者の地震対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 工業用水道事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>① 上越市内工業用水道施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="231 1833 1026 1879"> <tr> <td>事業者</td> <td>水源</td> <td>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</td> </tr> </table>	事業者	水源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	<p>第26節 工業用水道事業者の地震対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 工業用水道事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>① 上越市内工業用水道施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="1478 1833 2273 1879"> <tr> <td>事業者</td> <td>水源</td> <td>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</td> </tr> </table>	事業者	水源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	<p>文言整理（ガス水道局総務課）R4.3</p>
事業者	水源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)						
事業者	水源	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)						

修正前	修正後	修正理由												
<table border="1" data-bbox="231 306 1026 396"> <tr> <td>新潟県企業局 ( 上越 )</td> <td>表流水</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>上越市 (大潟区)</td> <td>地下水</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p>②～④ (略) (2) (略)</p>	新潟県企業局 ( 上越 )	表流水	130,000	上越市 (大潟区)	地下水	2,000	<table border="1" data-bbox="1478 306 2273 396"> <tr> <td>新潟県企業局 (合併前上越市)</td> <td>表流水</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>上越市 (大潟区)</td> <td>地下水</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p>②～④ (略) (2) (略)</p>	新潟県企業局 (合併前上越市)	表流水	130,000	上越市 (大潟区)	地下水	2,000	月
新潟県企業局 ( 上越 )	表流水	130,000												
上越市 (大潟区)	地下水	2,000												
新潟県企業局 (合併前上越市)	表流水	130,000												
上越市 (大潟区)	地下水	2,000												
<p><b>第27節～第31節 (略)</b></p>	<p><b>第27節～第31節 (略)</b></p>													
<p><b>第32節 事業者等の事業継続</b></p> <p>担当：産業振興課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、 各事業者等において防災活動の推進に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 事業者等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 平常時の危機管理体制の構築</p> <p>防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化 を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。</p> <p>(2) 商工団体の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 市の役割</p>	<p><b>第32節 事業者等の事業継続</b></p> <p>担当：産業政策課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、</u>各事業者等において防災活動の推進に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 事業者等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 平常時の防災対策</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 平常時の危機管理体制の構築</p> <p>防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、<u>緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保</u>を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。</p> <p>(2) 商工団体の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>(3) 市の役割</p>	<p>組織改編</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10</p>												

修正前	修正後	修正理由
<p>①～③ (略) (追加)</p> <hr/> <p>(4) (略)</p>	<p>①～③ (略) ④ 事業継続力強化支援計画の策定 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、 商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>月 県計画を踏まえた 修正（防災基本計 画の反映）R2.10 月</p>
<p><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ データのバックアップ</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第33節 行政機能の保全</b></p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>エ データのバックアップ</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正（字句修正） R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																														
<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制</p> <p>① 警戒待機体制</p> <table border="1" data-bbox="219 800 1347 1507"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td colspan="2">責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】</td> </tr> <tr> <td>構成員 (グループ1・2)</td> <td>① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長</td> <td>② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業振興課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td colspan="2">情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき</td> </tr> </table> <p>注) 市内の震度は、新潟地方気象台の発表する震度による。</p> <p>② 災害警戒本部</p> <p>ア 市長が指名する副市長は、市内で震度5弱の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき、又は市長が必要と認めたときは、災害警戒本部を市役所木田庁舎に設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。</p> <p>なお、構成員となる課長は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。</p>	設置基準	① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき		実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】		構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業振興課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長	主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備		廃止基準	① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき		<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制</p> <p>① 警戒待機体制</p> <table border="1" data-bbox="1466 800 2594 1507"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td colspan="2">責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】</td> </tr> <tr> <td>構成員 (グループ1・2)</td> <td>① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長</td> <td>② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業政策課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td colspan="2">情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき</td> </tr> </table> <p>注) 市内の震度は、新潟地方気象台の発表する震度による。</p> <p>② 災害警戒本部</p> <p>ア 市長が指名する副市長は、市内で震度5弱の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき、又は市長が必要と認めたときは、災害警戒本部を市役所木田庁舎に設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。</p> <p>なお、構成員となる課長は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。</p>	設置基準	① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき		実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】		構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業政策課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長	主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備		廃止基準	① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき		<p>組織改編</p>
設置基準	① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき																															
実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】																															
構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業振興課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長																														
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備																															
廃止基準	① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき																															
設置基準	① 市内で震度4の揺れを観測したとき（自動設置） ② 市長が必要と認めたとき																															
実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】																															
構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2（指示があるまで待機する） 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、国保年金課長、産業政策課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、ガス水道局総務課長																														
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備																															
廃止基準	① 被害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき																															

修正前		修正後		修正理由
設置場所	市役所木田庁舎	設置場所	市役所木田庁舎	本部員改正
設置基準	① 市内で震度5弱の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき（自動設置） ③ 市長が必要と認めたとき	設置基準	① 市内で震度5弱の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき（自動設置） ③ 市長が必要と認めたとき	
実施責任者等	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、_____総合事務所長（本部長指名） *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。	実施責任者等	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、 <u>会計管理者</u> 、総合事務所長（本部長指名） *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。	
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1（第4条関係） 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長	構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1（第4条関係） 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長	
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）	主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）	
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害応急対策が概ね完了したとき ③ 災害対策本部を設置したとき	廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害応急対策が概ね完了したとき ③ 災害対策本部を設置したとき	
イ（略） (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ① 災害対策本部 ア 市長は、市内で震度5強以上の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき、又は市域に相当規模の災害が発生、若しくは発生が予想され必要と認めたときは、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。		イ（略） (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ① 災害対策本部 ア 市長は、市内で震度5強以上の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき、又は市域に相当規模の災害が発生、若しくは発生が予想され必要と認めたときは、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。		本部員改正
設置場所	市役所木田庁舎	設置場所	市役所木田庁舎	
設置基準	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき（自動設置） ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	設置基準	① 市内で震度5強以上の揺れを観測したとき（自動設置） ② 津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき（自動設置） ③ 市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき	
実施責任者等	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、_____総合事務所長、 上越地域消防事務組合消防長（本部長指名）	実施責任者等	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、 <u>会計管理者</u> 、総合事務所長、 上越地域消防局消防局長_____（本部長指名）	

修正前		修正後		修正理由																				
構成員	全職員	構成員	全職員																					
活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する	活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する																					
廃止基準	① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき	廃止基準	① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき																					
<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 災害対策本部会議の構成員及び業務</p> <p>災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長：市長</td> <td>①情報の収集、伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長</td> <td>②職員の配備体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>本部員：部局長、危機管理監、 _____総合事務所 長、上越地域消防事務組 合消防長（本部長指名）</td> <td>③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>【事務局：情報収集・統括班】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		構成員	業務	本部長：市長	①情報の収集、伝達に関すること。	副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長	②職員の配備体制に関すること。	本部員：部局長、危機管理監、 _____総合事務所 長、上越地域消防事務組 合消防長（本部長指名）	③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。	【事務局：情報収集・統括班】		<p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 災害対策本部会議の構成員及び業務</p> <p>災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長：市長</td> <td>①情報の収集、伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長</td> <td>②職員の配備体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td>本部員：部局長、危機管理監、<u>会計</u>管理者、総合事務所 長、上越地域消防局消防 局長_____（本部長指名）</td> <td>③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>【事務局：情報収集・統括班】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		構成員	業務	本部長：市長	①情報の収集、伝達に関すること。	副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長	②職員の配備体制に関すること。	本部員：部局長、危機管理監、 <u>会計</u> 管理者、総合事務所 長、上越地域消防局消防 局長_____（本部長指名）	③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。	【事務局：情報収集・統括班】		<p>本部員改正</p> <p>文言の整理（危機管理課）R3.3月</p>
構成員	業務																							
本部長：市長	①情報の収集、伝達に関すること。																							
副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長	②職員の配備体制に関すること。																							
本部員：部局長、危機管理監、 _____総合事務所 長、上越地域消防事務組 合消防長（本部長指名）	③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。																							
【事務局：情報収集・統括班】																								
構成員	業務																							
本部長：市長	①情報の収集、伝達に関すること。																							
副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長	②職員の配備体制に関すること。																							
本部員：部局長、危機管理監、 <u>会計</u> 管理者、総合事務所 長、上越地域消防局消防 局長_____（本部長指名）	③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。																							
【事務局：情報収集・統括班】																								
<p>オ 指揮命令の順位</p> <p>災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長：市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1・2順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長</li> <li>・ 第3順位 教育長</li> <li>・ 第4順位 ガス水道事業管理者</li> <li>・ 第5順位 理事</li> </ul> <p>_____（追加）</p>		<p>オ 指揮命令の順位</p> <p>災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長：市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1・2順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長</li> <li>・ 第3順位 教育長</li> <li>・ 第4順位 ガス水道事業管理者</li> <li>・ 第5順位 理事</li> <li>・ 第6順位 教育次長</li> </ul>		<p>指揮命令順位追加</p>																				
<p>カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 関係機関連絡員室の設置</p>		<p>カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 関係機関連絡員室の設置</p>																						

修正前	修正後	修正理由																
<p>市は、地震被害等の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に関係機関連絡員室を併設する。</p> <p>関係機関連絡員室には、原則として次の関係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。</p> <p>なお、この関係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐在することができる。</p> <table border="1" data-bbox="189 573 1347 936"> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害対策本部（市役所木田庁舎）</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、<u>北陸農政局長岡地域センター上越支所</u>、<u>上越海上保安署</u>、<u>上越地域振興局</u>、<u>___県警察</u>、<u>上越地域消防事務組合</u>、<u>(追加)</u>、<u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>携行品</td> <td>所属との連絡のための無線機等を持参する。</td> </tr> </table> <p>4～5（略）</p>	設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）	関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、 <u>北陸農政局長岡地域センター上越支所</u> 、 <u>上越海上保安署</u> 、 <u>上越地域振興局</u> 、 <u>___県警察</u> 、 <u>上越地域消防事務組合</u> 、 <u>(追加)</u> 、 <u>(追加)</u>	主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項	携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。	<p>市は、地震被害等の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に関係機関連絡員室を併設する。</p> <p>関係機関連絡員室には、原則として次の関係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。</p> <p>なお、この関係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐在することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1436 573 2594 936"> <tr> <td>設置場所</td> <td>災害対策本部（市役所木田庁舎）</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、<u>_____</u>、<u>上越海上保安署</u>、<u>上越地域振興局</u>、<u>新潟県警察</u>、<u>上越地域消防事務組合</u>、<u>NPO 法人新潟県災害救援機構</u>、<u>ネクスコ東日本上越管理事務所</u></td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>携行品</td> <td>所属との連絡のための無線機等を持参する。</td> </tr> </table> <p>4～5（略）</p>	設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）	関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、 <u>_____</u> 、 <u>上越海上保安署</u> 、 <u>上越地域振興局</u> 、 <u>新潟県警察</u> 、 <u>上越地域消防事務組合</u> 、 <u>NPO 法人新潟県災害救援機構</u> 、 <u>ネクスコ東日本上越管理事務所</u>	主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項	携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。	<p>関係機関の改正 R4.3月</p>
設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）																	
関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、 <u>北陸農政局長岡地域センター上越支所</u> 、 <u>上越海上保安署</u> 、 <u>上越地域振興局</u> 、 <u>___県警察</u> 、 <u>上越地域消防事務組合</u> 、 <u>(追加)</u> 、 <u>(追加)</u>																	
主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項																	
携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。																	
設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）																	
関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、 <u>_____</u> 、 <u>上越海上保安署</u> 、 <u>上越地域振興局</u> 、 <u>新潟県警察</u> 、 <u>上越地域消防事務組合</u> 、 <u>NPO 法人新潟県災害救援機構</u> 、 <u>ネクスコ東日本上越管理事務所</u>																	
主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項																	
携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。																	



修正前	修正後	修正理由
<p>6 新潟県現地災害対策本部との連携</p> <p>市及び防災関係機関は、市域内に大規模な地震が発生し、新潟県現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。</p> <p>連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】</p>	<p>6 新潟県現地災害対策本部との連携</p> <p>市及び防災関係機関は、市域内に大規模な地震が発生し、新潟県現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。</p> <p>連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】</p>	<p>本部員改正</p>
<p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>担当：調整・渉外班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p>	<p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>担当：調整・渉外班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>① 市の責務 ア～エ (略) オ _____ _____相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 カ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に _____ 他の市町村 _____ 等から応援を受けることができるよう、あらかじめ _____ _____要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法 _____、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制などの必要事項 _____を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア 県は、市、国、公共機関と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、<u>県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに他の都道府県関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。</u> イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、<u>区域内の市町村に対して市を応援することを求める</u> _____。 ウ～エ (略) オ <u>隣接県等との協定の締結促進</u> _____ _____に努め、相互応援体制の強化を図る。 カ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速 _____に国又は他の都道府県 _____等から応援を受けることができるよう、あらかじめ _____ _____要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項 _____を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。 キ (略) ク 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する</p>	<p>① 市の責務 ア～エ (略) オ <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> カ 災害規模や被災地のニーズに応じて _____ 迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項 _____</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア 県は、市、国、公共機関と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する _____。 イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、<u>県内 _____市町村に対して市を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。</u> ウ～エ (略) オ <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。</u> カ 災害規模や被災地のニーズに応じて _____ 迅速・的確に国や _____他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項 _____</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。 キ (略) ク 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する</p>	<p>県計画の修正を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2.5月</p> <p>県計画を踏まえた修正（後段に次項に移動） H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2.5月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築_____に努める。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有する<u>など連携に_____努める。</u></p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~7 (略)</p>	<p>情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、<u>応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、<u>災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p> <p>サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、<u>多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p> <p>シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる<u>重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p>ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、<u>県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~7 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R2.5月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3.3月</p>
<p><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（エフエム上越株を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ~カ(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力するとともに<u>被害情報等の情報を共有する。</u></p>	<p><b>第3節 災害時の通信確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 避難情報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む）、有線放送、ラジオ（<u>削除</u>）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ~カ(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 防災関係機関、通信事業者等の責務</p> <p>市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力するとともに、<u>速やかに通信障害の状況やそ</u></p>	<p>コミュニティーFMの事業譲渡に基づく修正（広報対話課） R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p><u>の原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>県計画の修正に伴う修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>
<p><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市・上越地域消防事務組合の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ _____市          内で震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p><b>4 市の実施体制</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 災害情報の伝達</p> <p>① 集約した災害関連情報等は、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関及びライフライン・公共交通機関等に逐次還元する。</p> <p>② 市民に対しては、本章第7節「広報・広聴活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を行う。</p> <p>5 (略)</p>	<p><b>第4節 被災状況等の収集伝達</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市・上越地域消防事務組合の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>市内で震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を県防災局へ報告する。また、市内で震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。</u></p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p><b>4 市の実施体制</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 災害情報の伝達</p> <p>① 集約した災害関連情報等は、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関及びライフライン・公共交通機関等に逐次還元する。</p> <p>② 市民に対しては、本章第6節「広報・広聴活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を行う。</p> <p>5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（消防庁の基準改正による）H31.3月</p> <p>記載誤りの修正（広報対話）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																																
<p style="text-align: center;"><b>第5節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="213 709 943 1066"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送事業本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>新潟県民エフエム放送(株)</td> <td>編成制作部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。</p> <p>(4) コミュニティ放送局等への情報提供及び緊急放送の要請</p> <p>市は、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会(「コミュニティ放送局」という。)に対し、事前の協定等に基づき、広報担当を置き災害に関する情報を逐次提供するほか、災害により必要な場合は緊急放送を要請する。</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長	<p style="text-align: center;"><b>第5節 災害時の放送</b></p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全県波放送局の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1460 709 2190 1066"> <thead> <tr> <th>局名</th> <th>情報受信責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>放送部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟放送</td> <td>報道担当部長</td> </tr> <tr> <td>(株)NST新潟総合テレビ</td> <td>報道制作部長</td> </tr> <tr> <td>(株)テレビ新潟放送網</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>(株)新潟テレビ21</td> <td>報道グループ長</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエムラジオ新潟</td> <td>放送事業本部副本部長</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他緊急を要する情報の提供</p> <p>市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、法に基づく_____避難指示等_____の発令及び解除並びにこれに準じて行う_____高齢者等避難_____の発令及び解除とする。</p> <p>(4) コミュニティ放送局等への情報提供及び緊急放送の要請</p> <p>市は、(削除)_____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会(「コミュニティ放送局」という。)に対し、事前の協定等に基づき、広報担当を置き災害に関する情報を逐次提供するほか、災害により必要な場合は緊急放送を要請する。</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害に関する警報等の周知</li> <li>↓</li> <li>■ 緊急警報放送</li> <li>↓</li> <li>■ _____高齢者等避難_____・避難指示等_____</li> <li>↓</li> <li>■ 災害関連番組の編成</li> </ul>	局名	情報受信責任者	日本放送協会	放送部長	(株)新潟放送	報道担当部長	(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長	(株)テレビ新潟放送網	報道部長	(株)新潟テレビ21	報道グループ長	(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	(削除)	(削除)	<p>県計画を踏まえた修正(組織名変更) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(新潟県民エフエム放送(株)が、令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したため) R2.10月</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p> <p>コミュニティーFMの事業譲渡に基づく修正(広報対話課) R3.3月</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p>
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長																																	
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長																																	
局名	情報受信責任者																																	
日本放送協会	放送部長																																	
(株)新潟放送	報道担当部長																																	
(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長																																	
(株)テレビ新潟放送網	報道部長																																	
(株)新潟テレビ21	報道グループ長																																	
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長																																	
(削除)	(削除)																																	

修正前	修正後	修正理由												
<p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b>                      (1)～(2)（略）                      (3) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</u>                      原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。                      (4)（略）</p> <p><b>4 コミュニティ放送局等</b>                      コミュニティ放送局は、市からの情報提供又は緊急放送の要請を受けて、次のとおり市民へ広報、周知する。                      (1) エフエム上越(株)については、緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。                      (2) 上越ケーブルビジョン(株)については、中継回線を災害対策本部設置場所等に設置しており、これらの施設を利用し速やかに放送する_____。                      (3) (公社)上越市有線放送電話協会については、ページング放送を行い市民への迅速な周知に努める。</p>	<p><b>3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b>                      (1)～(2)（略）                      (3) _____ <u>高齢者等避難</u> _____ ・ <u>避難指示等</u>                      原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。                      (4)（略）</p> <p><b>4 コミュニティ放送局等</b>                      コミュニティ放送局は、市からの情報提供又は緊急放送の要請を受けて、次のとおり市民へ広報、周知する。                      (削除)                      (1) 上越ケーブルビジョン(株)については、中継回線を災害対策本部設置場所等に設置しており、これらの施設を利用し速やかに放送するとともに、コミュニティFM放送で緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。                      (2) (公社)上越市有線放送電話協会については、ページング放送を行い市民への迅速な周知に努める。</p>	<p>防災対策基本法の一部改正</p> <p>コミュニティFMの事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月</p>												
<p><b>第6節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1～2（略）</p> <p><b>3 業務の内容</b>                      災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。                      (1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="142 1470 1347 1843"> <tr> <td data-bbox="142 1470 391 1646">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="397 1470 1347 1646"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1650 391 1780">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="397 1650 1347 1780"> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1785 391 1843">市</td> <td data-bbox="397 1785 1347 1843"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難勧告</u>等</li> </ul> </td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul>	高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難勧告</u>等</li> </ul>	<p><b>第6節 広報・広聴活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1～2（略）</p> <p><b>3 業務の内容</b>                      災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。                      (1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1470 2594 1843"> <tr> <td data-bbox="1389 1470 1638 1646">新潟地方気象台</td> <td data-bbox="1644 1470 2594 1646"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1650 1638 1780">高田河川国道事務所 県</td> <td data-bbox="1644 1650 2594 1780"> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1785 1638 1843">市</td> <td data-bbox="1644 1785 2594 1843"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難指示</u>等</li> </ul> </td> </tr> </table>	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul>	高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難指示</u>等</li> </ul>	<p>防災対策基本法の一部改正</p>
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul>													
高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul>													
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難勧告</u>等</li> </ul>													
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震観測に基づく情報（緊急地震速報（警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>必要に応じて、県、市、報道機関等に対し、津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。</li> </ul>													
高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管する河川・道路及び管理施設等の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> <li>災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整備する。</li> </ul>													
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対する<u>避難指示</u>等</li> </ul>													

修正前		修正後		修正理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。</li> <li>地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。</li> <li>地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じ、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> <li>災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で広報するとともに、町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て漏れなく伝達する。</li> </ul>	
報道機関	・直ちに被害状況を報道し、市民及び関係機関等の事態の把握を支援する。	報道機関	・直ちに被害状況を報道し、市民及び関係機関等の事態の把握を支援する。	
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)		コミュニティFMの事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月
<p><b>4 緊急を要する放送の要請</b></p> <p>市は、災害により必要な場合、<u>エフエム上越(株)</u>緊急割り込み装置により放送を行うほか、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、<u>エフエム上越(株)</u>、<u>上越ケーブルビジョン(株)</u>及び(公社)上越市有線放送電話協会に災害に対する情報を提供し、緊急情報の放送を要請する。</p> <p>また、災害により有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。なお、要請できる内容は、津波の襲来、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。</p> <p>○全県波放送局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本放送協会新潟放送局</li> <li>・(株)新潟放送</li> <li>・(株)新潟総合テレビ</li> <li>・(株)テレビ新潟放送網</li> <li>・(株)新潟テレビ21</li> <li>・(株)エフエムラジオ新潟</li> <li>・新潟県民エフエム放送(株)</li> </ul>		<p><b>4 緊急を要する放送の要請</b></p> <p>市は、災害により必要な場合、(削除)_____緊急割り込み装置により放送を行うほか、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、(削除)_____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会に災害に対する情報を提供し、緊急情報の放送を要請する。</p> <p>また、災害により有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。なお、要請できる内容は、津波の襲来、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。</p> <p>○全県波放送局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本放送協会新潟放送局</li> <li>・(株)新潟放送</li> <li>・(株)NST新潟総合テレビ</li> <li>・(株)テレビ新潟放送網</li> <li>・(株)新潟テレビ21</li> <li>・(株)エフエムラジオ新潟</li> <li>・(削除)_____</li> </ul>		
5～6 (略)		5～6 (略)		県計画を踏まえた修正(新潟県民エフエム放送(株)が、令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したため) R2.10月





修正前	修正後	修正理由
<p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、あらかじめ策定した「上越市避難行動要支援者避難支援プラン_____」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。</p> <p>③～④(略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難勧告</u>等を伝達するよう留意する。</p> <p>② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 市民等の自主避難に対する対応</p> <p>↓</p> <p>■ <u>避難勧告・指示(緊急)</u>の発令、伝達</p> <p>↓</p> <p>■ 避難誘導</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p><u>避難勧告</u>等の発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) <u>避難勧告</u>等の発令、伝達</p> <p>① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に<u>避難勧告</u>等を発令するとともに、指定避難所を開設する。</p> <p>② <u>避難勧告</u>等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>避難勧告</u>等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となつ</p>	<p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、あらかじめ策定した「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(<u>全体計画</u>)」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難指示</u>等を伝達するよう留意する。</p> <p>② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 市民等の自主避難に対する対応</p> <p>↓</p> <p>■ <u>避難指示</u>等_____の発令、伝達</p> <p>↓</p> <p>■ 避難誘導</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p><u>避難指示</u>等の発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の発令、伝達</p> <p>① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に<u>避難指示</u>等を発令するとともに、指定避難所を開設する。</p> <p>② <u>避難指示</u>等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>避難指示</u>等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となつ</p>	<p>文言の整理(高齢者支援課) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p> <p>防災対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																					
<p>た理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4 避難勧告、避難指示（緊急）等の発令</b></p> <p>(1) 避難勧告等の発令者</p> <table border="1" data-bbox="166 527 1344 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令者</th> <th>発令の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第56条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">避難指示（緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官 (追加)</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。</td> <td>自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた吏員</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令者	発令の基準	根拠法令	避難準備・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条	避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	避難指示（緊急）	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	警察官 (追加)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条	<p>た理由等を、直ちに県に報告する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4 高齢者等避難、避難指示等の発令</b></p> <p>(1) 避難指示等の発令者</p> <table border="1" data-bbox="1415 527 2594 1667"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令者</th> <th>発令の基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[警戒レベル3] 高齢者等避難</td> <td>市長 区総合事務所長</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第56条第2項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">[警戒レベル3]避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項</td> </tr> <tr> <td>警察官 海上保安官</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた自衛官</td> <td>避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。</td> <td>自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第5項</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた県職員又は水防管理者</td> <td>河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令者	発令の基準	根拠法令	[警戒レベル3] 高齢者等避難	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条第2項									[警戒レベル3]避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項	警察官 海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>項番修正</p>
区分	発令者	発令の基準	根拠法令																																																																				
避難準備・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条																																																																				
避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																				
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																				
避難指示（緊急）	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																				
	警察官 (追加)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条																																																																				
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条																																																																				
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																				
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条																																																																				
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条																																																																					
区分	発令者	発令の基準	根拠法令																																																																				
[警戒レベル3] 高齢者等避難	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	災害対策基本法第56条第2項																																																																				
[警戒レベル3]避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項																																																																				
	警察官 海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条																																																																				
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条																																																																				
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項																																																																				
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条																																																																				
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条																																																																					

修正前				修正後				修正理由
(追加)				[警戒レベル5] 緊急安全確保	市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、避難のための立退きを行うことによりかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する必要があるとき（緊急安全確保措置）。	法第60条第3項	法令に合わせ文言修正  災害対策基本法の一部改正
保			警察官 海上保安官		市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	法第61条第1項 警察官職務執行法第4条		
			災害派遣を命ぜられた自衛官		緊急安全確保措置の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法第94条		
			知事		災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	法第60条第6項		
(2) 市民への主な広報手段				(2) 市民への主な広報手段				
地域	広報手段			地域	広報手段			
合併前の上越市	防災ラジオ、防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機（一部））、緊急速報メール、広報車、町内会宅電話・FAX等			合併前の上越市	防災ラジオ、防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機（一部））、緊急速報メール、広報車、町内会宅電話・FAX等			
安塚区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			安塚区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
浦川原区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			浦川原区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
大島区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			大島区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
牧区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			牧区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
柿崎区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			柿崎区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
大潟区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			大潟区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
頸城区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			頸城区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			
吉川区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			吉川区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等			

修正前		修正後		修正理由
中郷区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	中郷区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	コミュニティFMの事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月
板倉区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	板倉区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
清里区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	清里区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
三和区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	三和区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
名立区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	名立区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
<p>※ 上記のほか、エフエム上越 受信エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、上越ケーブルビジョン及び上越市有線放送電話協会の放送エリアでは番組中に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による広報、情報伝達も考慮する。</p>		<p>※ 上記のほか、コミュニティFM放送受信エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、上越ケーブルビジョン及び上越市有線放送電話協会の放送エリアでは番組中に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による広報、情報伝達も考慮する。</p>		
<p><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市の責務</p> <p>市は、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>避難行動要支援者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者の情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行い、</u></p> <hr/> <p>避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>さらに、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者等の医療情報の収集に努め、適切な医療サービス等が継続できるよう配慮する。</p>		<p><b>第8節 要配慮者の応急対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市の責務</p> <p>市は、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>さらに、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者等の医療情報の収集に努め、適切な医療サービス等が継続できるよう配慮する。</p>		<p>関係機関の意見に基づく修正（健康福祉環境部） R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害対策基本法の一部改正の反映） R3.6月</p>

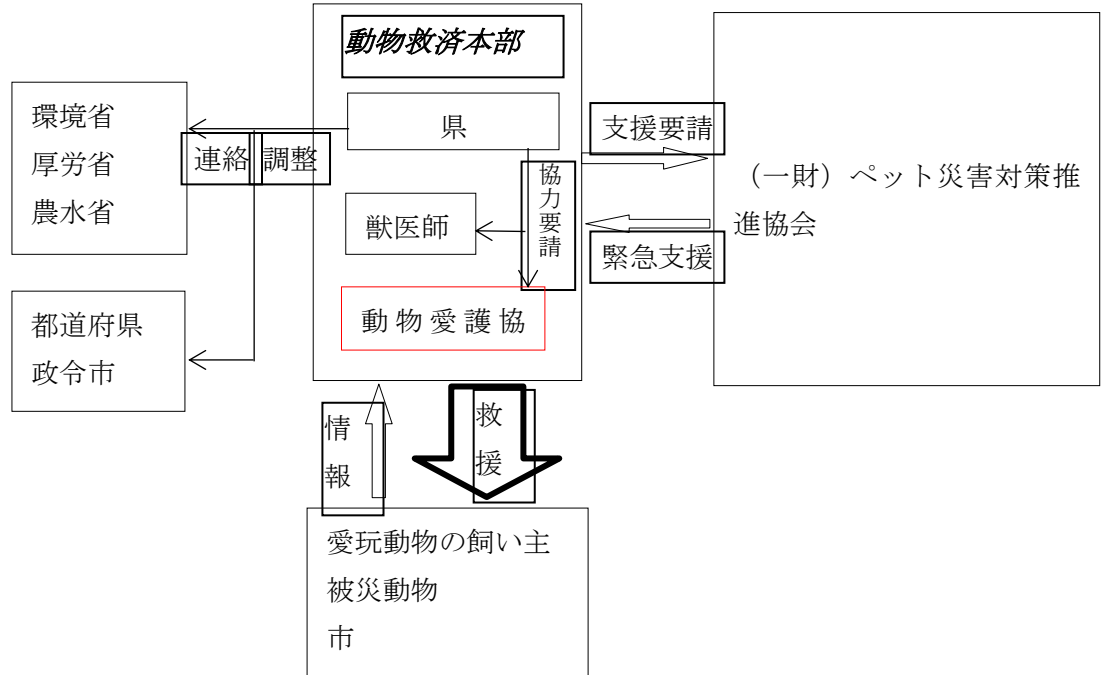
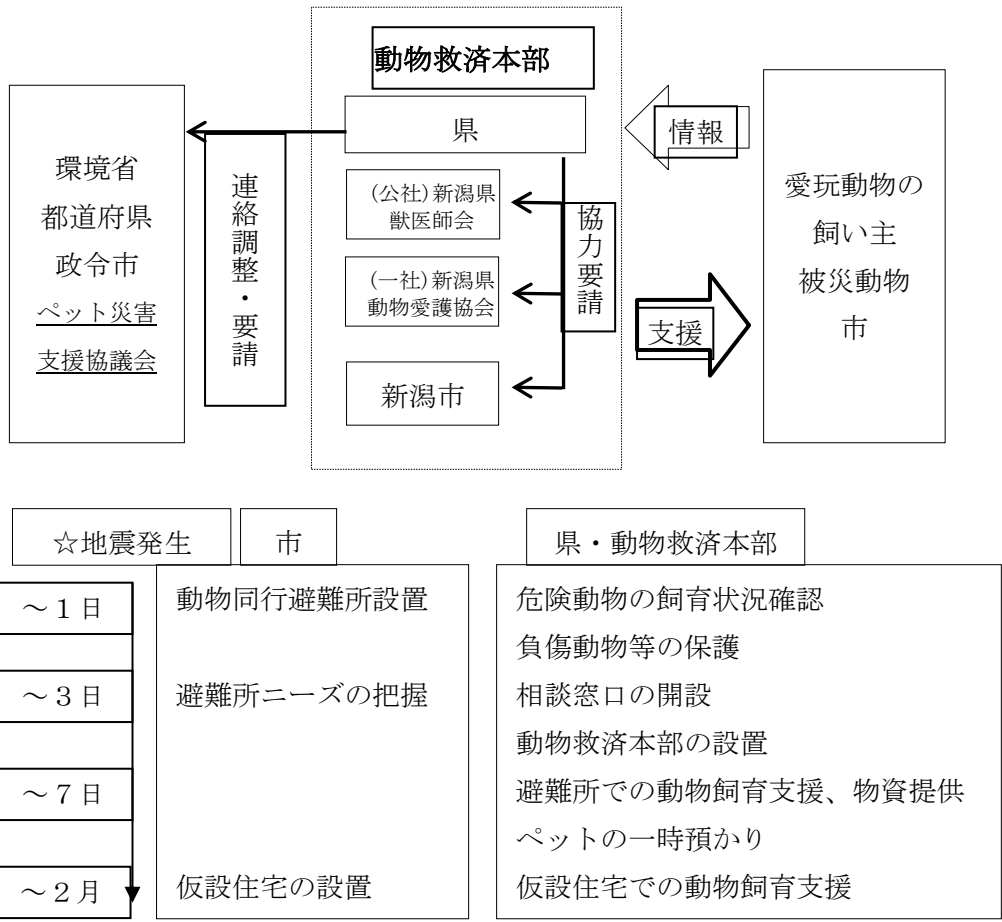
修正前	修正後	修正理由
<p>⑦ (略) (3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 外国人支援対策 市は、外国語ボランティア等の協力の下、外国人に対し次のような対応を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 外国語や<u>易しい</u>日本語による情報提供</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>⑦ (略) (3)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① _____<u>高齢者等避難</u>_____の伝達</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 外国人支援対策 市は、外国語ボランティア等の協力の下、外国人に対し次のような対応を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 外国語や<u>やさしい</u>日本語による情報提供</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>正しい表記に修正 (共生まちづくり課) R4.3月</p>
<p><b>第9節 避難所の運営</b></p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。 指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実に行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、<u>_____生活環境の維持、_____要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	<p><b>第9節 避難所の運営</b></p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。 指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実に行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、<u>防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p>	<p>県計画を踏まえた修正（避難所における安全性確保の観点からの追記） R3.3月 県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市は、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、福祉施設職員_____等の協力を得て指定避難所を開設・運営する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>緊急性のある場合を除き、原則として避難者1人当たり3㎡のスペースが確保できるよう注意する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>トイレは仮設トイレも含めて男女別とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ク テレビ、ラジオ、<u>見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電設備等</u>、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ <u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。</u></p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>② 男女共同参画_____の視点に立った避難所運営</p> <p>避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。</p>	<p>市は、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、福祉施設職員、<u>NPO等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を開設・運営する。</u></p> <p><u>なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、間仕切り、簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、間仕切りが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u></p> <p>ク テレビ、ラジオ、_____、臨時公衆電話、<u>スマートフォンの充電サービス</u> _____等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ <u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。</u></p> <p>ス <u>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるように努める。</u></p> <p>セ <u>気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。</u></p> <p>ソ <u>住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>タ <u>市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営</p> <p>避難生活において人権を尊重することは、<u>性別にかかわらず</u> _____必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) H31. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映、内閣府通知の反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(内閣府ガイドラインの反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(内閣府ガイドラインの反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(環境省通知の反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3. 3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 指定避難所への職員配置は、<u>男女のバランスに配慮する</u>。</p> <p>イ 避難住民による避難所管理組織に対しては、<u>男女共同参画に配慮するよう求める。</u></p> <p>_____</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>ア 指定避難所への職員配置は、<u>女性と男性の両方を配置するように努める。</u></p> <p>イ 避難住民による避難所管理組織に対しては、<u>女性が参画し、意見が反映できるように配慮を求</u> <u>める。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5)~(6) (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（性的少数者への配所に関する追記）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドラインの反映）R3.3月</p>
<p><b>第10節 トイレ対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>トイレの調達</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応</p> <p>仮設トイレの調達については、指定避難所等<u>所</u>に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握するとともに企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。</p> <p>トイレ用品については、義援物資提供の申し出への対応（いずれかの指定避難所等へ直接振り分け）し、調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>第10節 トイレ対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>トイレの調達</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応</p> <p>仮設トイレの調達については、指定避難所等<u>__</u>に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握するとともに企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。</p> <p>トイレ用品については、義援物資提供の申し出への対応（いずれかの指定避難所等へ直接振り分け）し、調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>文言修正（用地管財課）R4.3月</p>
<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>業務の体系</b></p> <p>■ 公衆浴場<u>__</u>の再開支援</p> <p>↓</p> <p>■ 新潟県生活衛生同業組合連合会<u>__</u>への協力要請</p>	<p><b>第11節 入浴対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <b>業務の体系</b></p> <p>■ 公衆浴場等<u>__</u>の再開支援</p> <p>↓</p> <p>■ 新潟県生活衛生同業組合連合会等<u>__</u>への協力要請</p>	<p>文言整理</p> <p>県計画の修正を踏</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>↓</p> <p>■ 仮設入浴施設の設置</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 公衆浴場__の再開支援</p> <p>市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水、ボイラー等の復旧支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>↓</p> <p>■ 仮設入浴施設の設置</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 公衆浴場等の再開支援</p> <p>市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水、ボイラー等の復旧支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>まえた修正（文言整理）R2.10月</p> <p>県計画の修正を踏まえた修正（文言整理）R2.10月</p>
<p><b>第12節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア <u>愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</u></p> <p>イ <u>愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</u></p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>市は、県、(公社)新潟県獣医師会及び(一社)新潟県動物愛護協会等が設置した「動物救済本部」に対し、指定避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>イ <u>指定避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</u></p> <p>ウ <u>避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。</u></p>	<p><b>第12節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア _____災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ _____一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。</u></p> <p>イ <u>指定避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</u></p> <p>ウ <u>県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等_____への連絡調整及び要請を行う。</u></p>	<p>県計画の修正を踏まえた修正（文言整理）R2.10月</p> <p>県計画の修正を踏まえた修正（責務の度合いによる順序整理）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（連携可能な団体が設立された</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務  <u>必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に応援を要請し、次の活動を行う。</u></p> <p>ア ペットフード等支援物資の提供          避難した動物に対し、<u>餌</u>や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b>  <u>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。</u></p>  <p>(追加)</p>	<p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務  <u>(削除)</u></p> <p>ア ペットフード等支援物資の提供          避難した動物に対し、<u>ペットフード</u>や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p><b>2 組織体系</b>  <u>組織図</u></p>  <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 動物同行避難者や被災したペットへの対応</p> <p>① 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p>	<p>ことによる追記)          R3.3月</p> <p>県計画の修正を踏          まえた修正 (関係          機関の整理)R2.10          月</p> <p>県計画の修正を踏          まえた修正 (組織          図及び業務体系の          整理) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた          修正 (連携可能な          団体が設立された          ことによる追記)          R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた          修正 (防災基本計          画の反映) R3.3月          県計画の修正を踏</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>② 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。</p> <p>③ 避難者に動物飼育関連物資を配布する。</p> <p>④ 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。</p> <p>⑤ 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。</p>	<p>まえた修正（実施主体毎の事務内容を追加）R2.10月</p>
<p><b>第13節 食料・生活必需品等供給対策</b></p> <p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 必要に応じて、物資____拠点を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>④ 指定地方行政機関の責務</p> <p>ア 物資____拠点が開設された場合、その運用に協力する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資等の供給及び運送の要請等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待た</p>	<p><b>第13節 食料・生活必需品等供給対策</b></p> <p>担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 必要に応じて、物資<u>輸送</u>拠点を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>④ 指定地方行政機関の責務</p> <p>ア 物資<u>輸送</u>拠点が開設された場合、その運用に協力する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資等の供給及び運送の要請等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待た</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ないで、必要な物資又は資材の供給について必要な次のような措置を講ずる。</p> <p>ア 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、_____指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 運送事業者は、物資の調達、輸送の代行において、市、県又は指定地方行政機関_を支援する。</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p>	<p>ないで、必要な物資又は資材の供給について必要な次のような措置を講ずる。</p> <p>ア 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、<u>国又は</u>指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 運送事業者は、物資の調達、輸送の代行において、市、県又は指定地方行政機関等を支援する。</p> <p>(7) 燃料の調達・供給</p> <p>① 市及び重要施設(病院等)は、災害対応や市民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、<u>県に対し燃料の緊急供給を要請する。</u></p> <p>② 県は、市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 被災状況に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 燃料類の供給見通しについて広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</p>	<p>文言整理(生活環境課) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(表現の統一) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(燃料の調達・供給に係る業務内容の追記) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p>
<p><b>第14節 (略)</b></p>	<p><b>第14節 (略)</b></p>	
<p><b>第15節 心のケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて心のケアチーム(災害派遣精神医療チーム(DPAT)を含む。)派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 心のケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため、「心のケア対策会議」を</p>	<p><b>第15節 心のケア対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて心のケア対策_____の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 国の「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」に基づき、県は、被災者の心のケ</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画、厚生労働省「災害派遣精神医療チ</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>こころのケアチーム</u>の支援要請 大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、<u>こころのケアチーム</u>等の派遣を要請する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>医療救護（身体）チームとの相互協力</u> 被災地でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協働により実効ある被災住民への支援活動を実施するように努める。</p> <p style="text-align: center;">医療救護（身体）チームとこころのケアチームとの関係図</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>こころのケア</u>の支援要請 大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、<u>DPAT</u>等の派遣を要請する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言の整理) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画、活動要領の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画、活動要領の反映) R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由																																																				
<p data-bbox="127 373 742 420"><b>第16節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p data-bbox="127 464 477 506">担当：情報収集・統括班</p> <p data-bbox="127 533 305 569">1～4 (略)</p> <p data-bbox="127 625 730 661">5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="189 663 1347 1850"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物等の保安及び除去</td> <td>自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。</td> </tr> </tbody> </table>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	②避難の援助	避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。	④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。	⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。	⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）	⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。	⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。	⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。	⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。	<p data-bbox="1377 373 1991 420"><b>第16節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p data-bbox="1377 464 1727 506">担当：情報収集・統括班</p> <p data-bbox="1377 533 1555 569">1～4 (略)</p> <p data-bbox="1377 625 1979 661">5 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1" data-bbox="1439 663 2597 1850"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td>避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物等の保安及び除去</td> <td>自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。</td> </tr> </tbody> </table>	救援活動区分	概要	①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。	④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。	⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。	⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）	⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。	⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。	⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。	⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。	<p data-bbox="2623 806 2837 884">災害対策基本法の一部改正</p>
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。																																																					
②避難の援助	避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。																																																					
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																																					
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。																																																					
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。																																																					
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。																																																					
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。																																																					
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。																																																					
救援活動区分	概要																																																					
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。																																																					
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。																																																					
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																																																					
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。																																																					
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。																																																					
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）																																																					
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。																																																					
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																																					
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。																																																					
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。																																																					
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。																																																					

修正前	修正後	修正理由								
<p>6 調整先</p> <table border="1" data-bbox="181 394 1332 583"> <thead> <tr> <th>災害派遣調整先（要請先）</th> <th>住所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令</td> <td>住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～8（略）</p>	災害派遣調整先（要請先）	住所等	○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30	<p>6 調整先</p> <table border="1" data-bbox="1427 394 2579 583"> <thead> <tr> <th>災害派遣調整先（要請先）</th> <th>住所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令</td> <td>住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～8（略）</p>	災害派遣調整先（要請先）	住所等	○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30	<p>文言の整理（危機管理課）R3.3月</p>
災害派遣調整先（要請先）	住所等									
○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30									
災害派遣調整先（要請先）	住所等									
○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117（内線439） NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内538 防災無線（発信番号）-538-30									
<p><b>第17節 緊急輸送対策</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、<u>_____輸送拠点（トラックターミナル等_____）</u>、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の<u>_____活用により_____</u>緊急輸送を実施する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点<u>_____</u>を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、<u>被災地に至る輸送施設、広域物資輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</u></p> <p>イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる<u>輸送中継基地_____</u>を確保する。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p><b>第17節 緊急輸送対策</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、<u>物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）</u>、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の<u>安全性や積載量等の機能強化を図りつつ</u>緊急輸送を実施する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点<u>（公共施設、体育館、倉庫等）</u>を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア 道路等の被災情報に基づき、<u>_____緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</u></p> <p>イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資<u>_____</u>の集積・配送の拠点となる<u>広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）</u>を確保する。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（日本通運）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p>								

修正前	修正後	修正理由
<p>① 車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。</p> <p>② <u>被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急輸送ネットワークの確保</li> <li>↓</li> <li>■ 輸送手段の確保</li> <li>↓</li> <li>■ <u>輸送中継基地の確保</u></li> <li>↓</li> <li>■ 応援要請</li> <li>↓</li> <li>■ 輸送の実施</li> </ul> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <u>輸送中継基地の確保</u></p> <hr/> <p>市は、<u>県が実施する被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地の確保に協力する。</u></p> <p>&lt;輸送中継基地の機能&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>他地域からの救援物資の一時集積・分類</u></li> <li>② <u>緊急物資の一時集積・分類</u></li> <li>③ <u>配送先別の仕分け</u></li> <li>④ <u>小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送</u></li> </ol> <p>(注) <u>大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。</u></p> <p>&lt;輸送中継基地における市及び県の業務&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>輸送中継基地への職員等の派遣</u></li> </ol> <p><u>輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等(必要に応じ、物流業者</u></p>	<p>① 車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。</p> <p>② _____<u>緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急輸送ネットワークの確保</li> <li>↓</li> <li>■ 輸送手段の確保</li> <li>↓</li> <li>■ <u>物資輸送拠点の確保</u></li> <li>↓</li> <li>■ 応援要請</li> <li>↓</li> <li>■ 輸送の実施</li> </ul> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <u>物資輸送拠点の確保</u></p> <p>県は、<u>被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。</u></p> <p>市は、<u>_____避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保_____する。</u></p> <p>&lt;広域物資輸送拠点の機能&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管</u></li> <li>② <u>地域内輸送拠点等への物資の配送</u></li> </ol> <p>(注) <u>配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う</u></p> <p>&lt;地域内輸送拠点の機能&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管</u></li> <li>② <u>避難所等への物資の配送</u></li> </ol> <p>(注) <u>配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う</u></p> <p>&lt;物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>物資輸送拠点の施設管理者との調整</u></li> <li>② <u>物資輸送拠点への職員等の派遣</u></li> </ol>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理、市の役割追記) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理に伴う修正) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理に</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>等の専門家に応援を要請する。)</p> <p>② 避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達 インターネット利用環境の整備、操作要員の配置</p> <p>③ 輸送中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達</p> <p>④ 県災害救援ボランティア本部等との連携 輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、市災害ボランティアセンターや県災害救援ボランティア本部等との連携を図り、交代要員の確保に留意する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等</p> <p>③ 物資輸送拠点への資機材等の配備</p> <p>④ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>伴う修正) H31.3月</p>
<p><b>第18節 警備・保安及び交通規制</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 道路交通対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。</p> <p>① 緊急通行車両の確認範囲 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの イ～ケ(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p><b>第18節 警備・保安及び交通規制</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 道路交通対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。</p> <p>① 緊急通行車両の確認範囲 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等 _____ に関するもの イ～ケ(略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p><b>第19節 (略)</b></p>	<p><b>第19節 (略)</b></p>	
<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p>	<p><b>第20節 救急・救助活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア 県は、市の被害状況及び救急__救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ 県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、<u>県警察</u>、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急__救助活動の支援・調整を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 初動活動</p> <p>↓</p> <p>■ 防災関係機関による救助活動</p> <p>↓</p> <p>■ 負傷者の救護</p> <p>↓</p> <p>■ 広域応援要請</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関による救助活動</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急、救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲においてその支援に当たるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務</p> <p>ア 県は、市の被害状況及び救急<u>・</u>救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ 県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、<u>警察</u>、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急<u>・</u>救助活動の支援・調整を行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 業務の体系</b></p> <p>■ 初動活動</p> <p>↓</p> <p>■ 防災関係機関による救助活動</p> <p>↓</p> <p>■ 負傷者の救護</p> <p>↓</p> <p>■ 広域応援要請</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関による救助活動</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急<u>・</u>救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲においてその支援に当たるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>表現の統一</p> <p>県計画を踏まえた修正（節内の表記の統一） R3.3月</p> <p>表現の統一</p>



修正前	修正後	修正理由
<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 身元不明遺体の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県警察は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 身元不明遺体の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月</p>
<p><b>第23節 防疫及び保健衛生対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <hr/> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第23節 防疫及び保健衛生対策</b></p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <p>県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（DHEATに係る体制等の追記【厚生労働省通知の反映】）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ<u>一時保管場所</u>の設置及び管理を行う。</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害がれき処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) がれき類が大量に発生する場合は、<u>一時保管場所</u>を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。</p> <p>(エ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、<u>仮置場</u>及び<u>最終処分場</u>を確保する。</p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第24節 廃棄物処理対策</b></p> <p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ<u>仮置場</u>の設置及び管理を行う。</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害がれき処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) がれき類が大量に発生する場合は、<u>仮置場</u>を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。</p> <p>(エ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、<u>仮置場</u>及び<u>処理施設</u>を確保する。</p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。</u></p> <p><u>オ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>文言の整理（生活環境課）R3.3月</p> <p>文言の整理（生活環境課）R3.3月</p> <p>一般廃棄物処理計画のスキームに合わせて修正（生活環境課）R3.3月</p> <p>文言修正（生活環境課）R4.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（上越地域振興局健康福祉環境部環境課）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ<u>一時保管場所</u>の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の<u>一時保管場所</u>を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請し、必要に応じ<u>仮置場</u>の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の<u>仮置場</u>を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれきの処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>文言の整理（生活環境）R3.3月</p> <p>文言の整理（生活環境）R3.3月</p>
<p><b>第25節～第26節 (略)</b></p>	<p><b>第25節～第26節 (略)</b></p>	
<p><b>第27節 被災建築物応急危険度判定</b></p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 被災者等への判定実施の周知を図る。</p> <p>オ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。</p> <p>カ 判定結果の集計を行い県に報告する。</p> <p>キ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。</p> <p>ク 判定結果に対する相談窓口を設置する。</p> <p>③ 県（支援本部）の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、<u>国土交通省及び広域</u></p>	<p><b>第27節 被災建築物応急危険度判定</b></p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。</p> <p>オ 判定結果の集計を行い県に報告する。</p> <p>カ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。</p> <p>キ 判定結果に対する相談窓口を設置する。</p> <p>③ 県（支援本部）の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、<u>広域支援本部</u>となる</p>	<p>県計画を踏まえた修正（被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂による）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>被災建築物応急危険度判定協議会に応援を要請する。 ウ～オ (略)</p> <p>④ 国(国土交通省及び北陸地方整備局)の責務 県災害対策実施本部の応援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(4) (略)</p>	<p>ブロック幹事都道府県_____に応援を要請する。 ウ～オ (略)</p> <p>④ 国(国土交通省及び北陸地方整備局)の責務 広域支援本部長_____の応援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(4) (略)</p>	<p>修正(被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂による) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂による) H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">判定実施体制</p>	<p style="text-align: center;">判定実施体制</p>	<p>県計画を踏まえた修正（被災建築建築物応急危険度判定マニュアルの改訂による）H31.3月</p>
<p>第28節 (略)</p>	<p>第28節 (略)</p>	



修正前	修正後	修正理由																						
<p style="text-align: center;"><b>第29節 被害家屋調査・罹災証明書の発行</b></p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 罹災証明書の発行</p> <p>① 罹災証明書の発行対象等</p> <p>法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。</p> <table border="1" data-bbox="255 795 1344 1117"> <thead> <tr> <th>罹災証明書の発行対象</th> <th>調査の実施</th> <th>罹災証明書の発行を行うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、 床上浸水、_____ 損壊、床下浸水</td> <td>被害状況調査班 (区災害対策本部)</td> <td rowspan="2">市 長</td> </tr> <tr> <td>死亡、行方不明、負傷</td> <td>情報収集・統括班</td> </tr> <tr> <td>火災によるもの</td> <td>管轄消防署等</td> <td>消防署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p>	罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの	全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、 床上浸水、_____ 損壊、床下浸水	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市 長	死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班	火災によるもの	管轄消防署等	消防署長	<p style="text-align: center;"><b>第29節 被害家屋調査・罹災証明書の発行</b></p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 罹災証明書の発行</p> <p>① 罹災証明書の発行対象等</p> <p>法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1501 795 2591 1117"> <thead> <tr> <th>罹災証明書の発行対象</th> <th>調査の実施</th> <th>罹災証明書の発行を行うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、_____大規模半壊、<u>中規模半壊、半壊、 _____準半壊、準半壊に至らない(一部 損壊)</u>、_____</td> <td>被害状況調査班 (区災害対策本部)</td> <td rowspan="2">市 長</td> </tr> <tr> <td>死亡、行方不明、負傷</td> <td>情報収集・統括班</td> </tr> <tr> <td>火災によるもの</td> <td>管轄消防署等</td> <td>消防署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p>	罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの	全壊、_____大規模半壊、 <u>中規模半壊、半壊、 _____準半壊、準半壊に至らない(一部 損壊)</u> 、_____	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市 長	死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班	火災によるもの	管轄消防署等	消防署長	<p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)改訂に基づく修正(税務課)R3.3月</p>
罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの																						
全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、 床上浸水、_____ 損壊、床下浸水	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市 長																						
死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班																							
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長																						
罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの																						
全壊、_____大規模半壊、 <u>中規模半壊、半壊、 _____準半壊、準半壊に至らない(一部 損壊)</u> 、_____	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市 長																						
死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班																							
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長																						
<p style="text-align: center;"><b>第30節 公衆通信の確保(電話)</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動</p> <p>東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア 孤立防止対策用衛星電話</p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 公衆通信の確保(電話)</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 応急対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動</p> <p>東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア 衛星携帯電話_____</p>	<p>県計画を踏まえた修正(NTTからの修正意見)R3.3月</p>																						

修正前	修正後	修正理由
<p>イ～カ (略)</p> <p>⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立 東日本電信電話㈱及び㈱N T T ドコモは、応急復旧に必要な資材等については、同社新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また 道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、 県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 (web171) の提供 東日本電信電話㈱及び㈱N T T ドコモは、震度 6 弱以上の地震発生時の災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 (web171) の利用を可能とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>イ～カ (略)</p> <p>⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立 東日本電信電話㈱及び㈱N T T ドコモは、応急復旧に必要な資材等については、同社新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用資機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、 県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>⑦ 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 (web171) の提供 東日本電信電話㈱及び㈱N T T ドコモは、震度 6 弱以上の地震発生時の災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル 171、 災害用伝言板 (web171) の利用を可能とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正 (東日本電信電話㈱) R4. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) H31. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (文言整理) R3. 3 月</p>
<p><b>第 31 節 電力供給応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 東北電力㈱は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 電力供給施設応急対策フロー図 (東北電力㈱)</p>	<p><b>第 31 節 電力供給応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 東北電力㈱及び東北電力ネットワーク㈱は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 電力供給施設応急対策フロー図 (東北電力㈱及び東北電力ネットワーク㈱)</p>	<p>分社化による修正</p> <p>分社化による修正</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p>

修正前	修正後	修正理由																
<p>3 業務の体系（東北電力㈱_____）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 復旧活動体制の構築</li> <li>↓</li> <li>■ 応急対策</li> <li>↓</li> <li>■ 復旧計画の策定</li> <li>↓</li> <li>■ 利用者への広報</li> <li>↓</li> <li>■ 広域応援体制の構築</li> </ul> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の構築</p> <p>① 被災時の組織体制</p> <p>東北電力㈱_____は、災害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。</p> <p>防災体制表</p> <table border="1" data-bbox="264 1110 1246 1566"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>非常事態の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ 被害情報の把握と情報連絡体制</p> <p>各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通</p>	区 分	非常事態の情勢	警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合	第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合	第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合	<p>3 業務の体系（東北電力㈱及び東北電力ネットワーク㈱）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 復旧活動体制の構築</li> <li>↓</li> <li>■ 応急対策</li> <li>↓</li> <li>■ 復旧計画の策定</li> <li>↓</li> <li>■ 利用者への広報</li> <li>↓</li> <li>■ 広域応援体制の構築</li> </ul> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の構築</p> <p>① 被災時の組織体制</p> <p>東北電力㈱及び東北電力ネットワーク㈱は、災害が発生した時は非常災害対策本部_____を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。</p> <p>防災体制表</p> <table border="1" data-bbox="1507 1110 2493 1566"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>非常事態の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p> <p>対策本部_____は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。</p> <p>④ 被害情報の把握と情報連絡体制</p> <p>各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通</p>	区 分	非常事態の情勢	警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合	第1非常体制	自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合	第2非常体制	被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合	<p>分社化による修正</p> <p>県計画の修正に伴う修正（分社化） R2.10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（東北電力ネットワーク㈱）R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（東北電力NW㈱）R4.3月 県計画を踏まえた修正（防災体制の運用見直し）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（対策組織の見直し）R3.3月</p>
区 分	非常事態の情勢																	
警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合																	
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合																	
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合																	
区 分	非常事態の情勢																	
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合																	
第1非常体制	自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合																	
第2非常体制	被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合																	

修正前	修正後	修正理由
<p>報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p> <p><u>県が災害対策本部を設置した場合、東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は必要に応じリエゾン</u> <u>を県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。</u></p> <p><u>被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協</u> <u>力する。</u></p> <p>(2) 応急対策</p> <p>① 電源車等の配備</p> <p>ア <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福</u> <u>祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の</u> <u>設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施</u> <u>設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u></p> <p>イ <u>県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車</u> <u>等の配備に努める。</u></p> <p>① 復旧資材の確保 ア～ウ (略)</p> <p>② 災害時における危険予防措置 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、 警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>③ 電力の融通 <u>各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力(株)と隣接する各電力会社と締結し</u> <u>た「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</u></p> <p>④ 応急工事 災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災 等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バ イパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用者への広報 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気 火災の防止等について広報する。 また、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極 的に情報を提供し広報活動の協力を得る。</p> <p>(5) 広域応援体制の構築 復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、<u>電力会社間で策定した「災害復</u></p>	<p>報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。</p> <p><u>東北電力ネットワーク(株)は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、</u> <u>または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリ</u> <u>エゾン(情報連絡員)を派遣する。</u></p> <p>(2) 応急対策</p> <p>① 電源車等の配備</p> <p>ア <u>東北電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総</u> <u>合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び</u> <u>避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。</u></p> <p>イ <u>東北電力ネットワーク(株)は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要</u> <u>施設をリスト化し、市と共有する。</u></p> <p>ウ <u>共有された重要施設等への電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、</u> <u>東北電力ネットワーク(株)と市が協議を行い決定する。</u></p> <p>② 復旧資材の確保 ア～ウ (略)</p> <p>③ 災害時における危険予防措置 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、 警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>④ 電力の融通 非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた 場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により 需給状況の改善を図る。</p> <p>⑤ 応急工事 災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災 等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バ イパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用者への広報 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気 火災の防止等について広報する。 また、(削除)上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極 的に情報を提供し広報活動の協力を得る。</p> <p>(5) 広域応援体制の構築 復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、<u>各電力会社間で締結している「各</u></p>	<p>関係機関の意見に 基づく修正(東北 電力NW(株)R4.3月 県計画を踏まえた 修正(関係機関等 からの修正意見) R3.3月</p> <p>関係機関の意見に 基づく修正(東北 電力NW(株)R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた 修正(防災基本計 画の反映、運用実 態に合わせた文言 の変更、字句の修 正)R3.3月</p> <p>コミュニティFM の事業譲渡に伴う 修正(広報対話課) R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																
<p>旧要綱」に基づき応援要請を行う。 また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。</p>	<p>社間の協定等」等により実施する_____。 また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言の修正) R3.3月</p>																
<p><b>第32節 ガスの安全、供給対策</b></p>	<p><b>第32節 ガスの安全、供給対策</b></p>																	
<p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>																	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 市(都市ガス事業、LPガス事業)、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者(以下「LPガス事業者」という。)は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。 また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 県の責務 LPガス充てん所及びLPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。 ④ (略)</p> <p>(3) 主な取組 ① 市(都市ガス事業者、LPガス_____)</p> <table border="1" data-bbox="231 1291 1187 1570"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地震発生後 ↓</td> <td>ガス供給設備等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>供給停止判断・措置</td> </tr> <tr> <td>二次災害防止措置</td> </tr> <tr> <td>関係機関への報告</td> </tr> <tr> <td>供給先の安全確認、供給再開開始</td> </tr> <tr> <td>供給停止後 概ね14日</td> <td>供給再開完了 (注)</td> </tr> </table> <p>注：大規模な被害が生じた場合を除く。</p> <p>② (略) (4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握	供給停止判断・措置	二次災害防止措置	関係機関への報告	供給先の安全確認、供給再開開始	供給停止後 概ね14日	供給再開完了 (注)	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 市(都市ガス事業、LPガス事業)及びLPガス事業者_____は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。 また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 県の責務 _____LPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。 ④ (略)</p> <p>(3) 主な取組 ① 市(都市ガス事業____、LPガス事業_____)</p> <table border="1" data-bbox="1475 1291 2433 1570"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地震発生後 ↓</td> <td>ガス供給設備等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td>供給停止判断・措置</td> </tr> <tr> <td>二次災害防止措置</td> </tr> <tr> <td>関係機関への報告</td> </tr> <tr> <td>供給先の安全確認、供給再開開始</td> </tr> <tr> <td>供給停止後 概ね14日</td> <td>供給再開完了 (注)</td> </tr> </table> <p>注：大規模な被害が生じた場合を除く。</p> <p>② (略) (4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握	供給停止判断・措置	二次災害防止措置	関係機関への報告	供給先の安全確認、供給再開開始	供給停止後 概ね14日	供給再開完了 (注)	<p>文言修正(ガス水道局総務課) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正) R3.3月</p> <p>文言整理(ガス水道局総務課) R4.3月</p>
地震発生後 ↓		ガス供給設備等の被害状況の把握																
		供給停止判断・措置																
		二次災害防止措置																
		関係機関への報告																
	供給先の安全確認、供給再開開始																	
供給停止後 概ね14日	供給再開完了 (注)																	
地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握																	
	供給停止判断・措置																	
	二次災害防止措置																	
	関係機関への報告																	
	供給先の安全確認、供給再開開始																	
供給停止後 概ね14日	供給再開完了 (注)																	

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 323 813 373"><b>第33節 給水・上水道施設の応急対策</b></p> <p data-bbox="127 415 1350 466">担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="127 487 338 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="127 533 314 571">(1) 基本方針</p> <p data-bbox="127 579 1350 659">災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。</p> <p data-bbox="127 667 1350 747">被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="127 756 1350 835">市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。</p> <p data-bbox="127 844 1350 924">なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。</p> <p data-bbox="127 932 314 970">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="127 1020 314 1058">2～4 (略)</p>	<p data-bbox="1374 323 2059 373"><b>第33節 給水・上水道施設の応急対策</b></p> <p data-bbox="1374 415 2597 466">担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p data-bbox="1374 487 1584 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1374 533 1561 571">(1) 基本方針</p> <p data-bbox="1374 579 2597 659">災害時において飲料水等_____の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。</p> <p data-bbox="1374 667 2597 747">被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1374 756 2597 835">市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。</p> <p data-bbox="1374 844 2597 924">なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。</p> <p data-bbox="1374 932 1561 970">(2)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1374 1020 1561 1058">2～4 (略)</p>	<p data-bbox="2620 579 2840 701">文言整理（ガス水道局総務課）R4.3月</p>
<p data-bbox="127 1178 584 1228"><b>第34節～第35節 (略)</b></p>	<p data-bbox="1374 1178 1831 1228"><b>第34節～第35節 (略)</b></p>	
<p data-bbox="127 1314 742 1365"><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p data-bbox="127 1407 1350 1457">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p data-bbox="127 1478 338 1516">1 計画の方針</p> <p data-bbox="127 1524 261 1562">(1) (略)</p> <p data-bbox="127 1570 394 1608">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="127 1617 338 1654">①～② (略)</p> <p data-bbox="127 1663 338 1701">③ 市の責務</p> <p data-bbox="127 1709 1350 1789">危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p data-bbox="127 1797 287 1835">④ (略)</p> <p data-bbox="127 1843 314 1881">(3)～(5) (略)</p>	<p data-bbox="1374 1314 1988 1365"><b>第36節 危険物等施設の応急対策</b></p> <p data-bbox="1374 1407 2597 1457">担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p data-bbox="1374 1478 1584 1516">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1374 1524 1507 1562">(1) (略)</p> <p data-bbox="1374 1570 1641 1608">(2) それぞれの責務</p> <p data-bbox="1374 1617 1584 1654">①～② (略)</p> <p data-bbox="1374 1663 1584 1701">③ 市の責務</p> <p data-bbox="1374 1709 2597 1789">危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>_____を行う。</p> <p data-bbox="1374 1797 1534 1835">④ (略)</p> <p data-bbox="1374 1843 1561 1881">(3)～(5) (略)</p>	<p data-bbox="2620 1751 2840 1831">災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の対応 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応 危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等を行う。</p> <p>⑤ 市の対応 ア 危険物施設の付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等の必要な措置を講ずる。 イ～ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の対応 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>を行う。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応 危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難指示等</u>等を行う。</p> <p>⑤ 市の対応 ア 危険物施設の付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難指示等</u>の必要な措置を講ずる。 イ～ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路地震対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第37節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路災害対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p>	<p>上越市道路地震対応マニュアルは存</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。</p> <p>② 県の責務 県道等、県が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難の勧告又は指示</u>を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>③ 国（高田河川国道事務所）の責務 国道等、国が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難の勧告又は指示</u>を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>を行う。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。</p> <p>② 県の責務 県道等、県が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難指示等</u>を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>③ 国（高田河川国道事務所）の責務 国道等、国が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難指示等</u>を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>在しないため修正 (道路課) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p><b>第38節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他の防災関係機関の責務</p>	<p><b>第38節 港湾・漁港施設の応急対策</b></p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他の防災関係機関の責務</p>	



修正前	修正後	修正理由
<p>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、<u>港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>避難勧告等</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検</p> <p>① 市の対応</p> <p>ア 市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害物の処理 各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県</u>に報告するとともに、障害物除去等を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、<u>港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の<u>避難指示等</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検</p> <p>① 市の対応</p> <p>ア 市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の指示</u>及び避難誘導を実施する。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害物の処理 各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県及び北陸地方整備局</u>に報告するとともに、障害物除去等を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p><b>第39節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民等に対する広報</p> <p>① 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、<u>エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越有線放送電話協会</u>等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。</p>	<p><b>第39節 鉄道事業者の応急対策</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市民等に対する広報</p> <p>① 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、<u>(削除)</u><u>上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越有線放送電話協会</u>等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。</p>	<p>コミュニティFMの事業譲渡に伴う修正(広報対話課)</p>

修正前	修正後	修正理由
② (略)	② (略)	R3.3月
<p data-bbox="130 373 813 417"><b>第40節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p data-bbox="130 464 1347 548">担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p data-bbox="130 579 338 611"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="130 625 394 789">(1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務 市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。 ③ (略)</p> <p data-bbox="130 984 314 1016">(3) 主な取組 市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。</p> <p data-bbox="130 1119 308 1150">(4)～(5) (略)</p> <p data-bbox="130 1165 338 1197"><b>2 業務の体系</b></p> <p data-bbox="130 1211 418 1419">■ 土砂災害等の調査 ↓ ■ <u>避難の勧告、指示等</u> ↓ ■ 応急対策工事の実施</p> <p data-bbox="130 1478 338 1509"><b>3 業務の内容</b></p> <p data-bbox="130 1524 1347 1824">(1) (略) (2) <u>避難の勧告、指示等</u> ① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、<u>避難の勧告、指示</u>や避難誘導等を実施する。 ②～③ (略)</p> <p data-bbox="130 1793 255 1824">(3) (略)</p>	<p data-bbox="1383 373 2065 417"><b>第40節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p data-bbox="1383 464 2599 548">担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p data-bbox="1383 579 1590 611"><b>1 計画の方針</b></p> <p data-bbox="1383 625 2599 789">(1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務 市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示等</u>及び避難誘導等を実施する。 ③ (略)</p> <p data-bbox="1383 984 1567 1016">(3) 主な取組 市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示等</u>及び避難誘導等を実施する。</p> <p data-bbox="1383 1119 1555 1150">(4)～(5) (略)</p> <p data-bbox="1383 1165 1590 1197"><b>2 業務の体系</b></p> <p data-bbox="1383 1211 1694 1419">■ 土砂災害等の調査 ↓ ■ <u>避難指示等</u> ↓ ■ 応急対策工事の実施</p> <p data-bbox="1383 1478 1590 1509"><b>3 業務の内容</b></p> <p data-bbox="1383 1524 2599 1824">(1) (略) (2) <u>避難指示等</u> ① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、<u>避難の</u> 指示や避難誘導等を実施する。 ②～③ (略)</p> <p data-bbox="1383 1793 1507 1824">(3) (略)</p>	<p data-bbox="2626 852 2834 926">災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2626 1073 2834 1146">災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2626 1297 2834 1371">災害対策基本法の一部改正</p> <p data-bbox="2626 1570 2834 1644">災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第41節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、国、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。</p> <p>また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、<u>避難勧告等</u>を発令する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第41節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、国、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。</p> <p>また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の</u> 指示及び避難誘導等を実施する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の</u> 指示及び避難誘導等を実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、<u>避難指示等</u>を発令する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第42節 農地・農業用施設の応急対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第42節 農地・農業用施設の応急対策</b></p>	



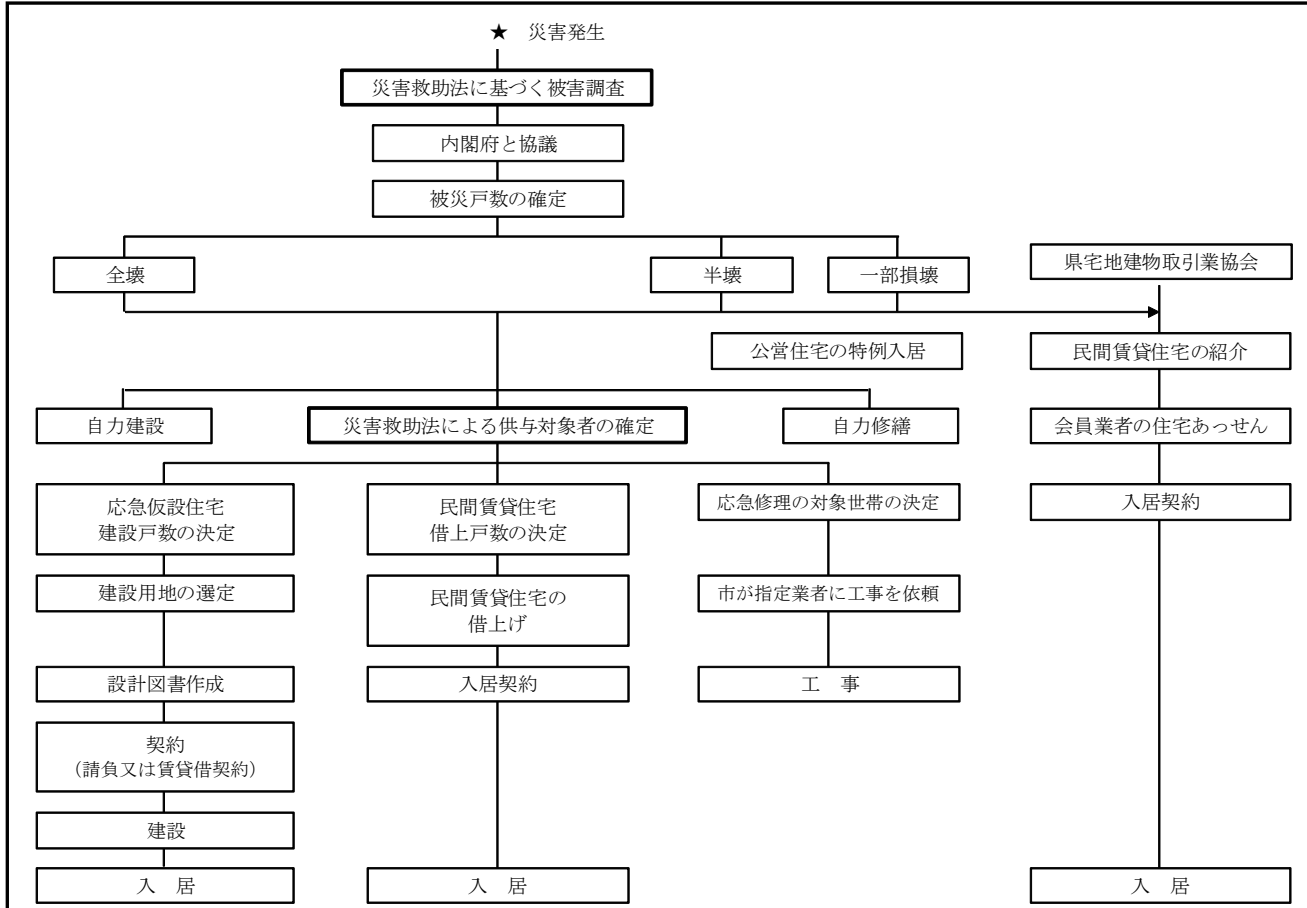
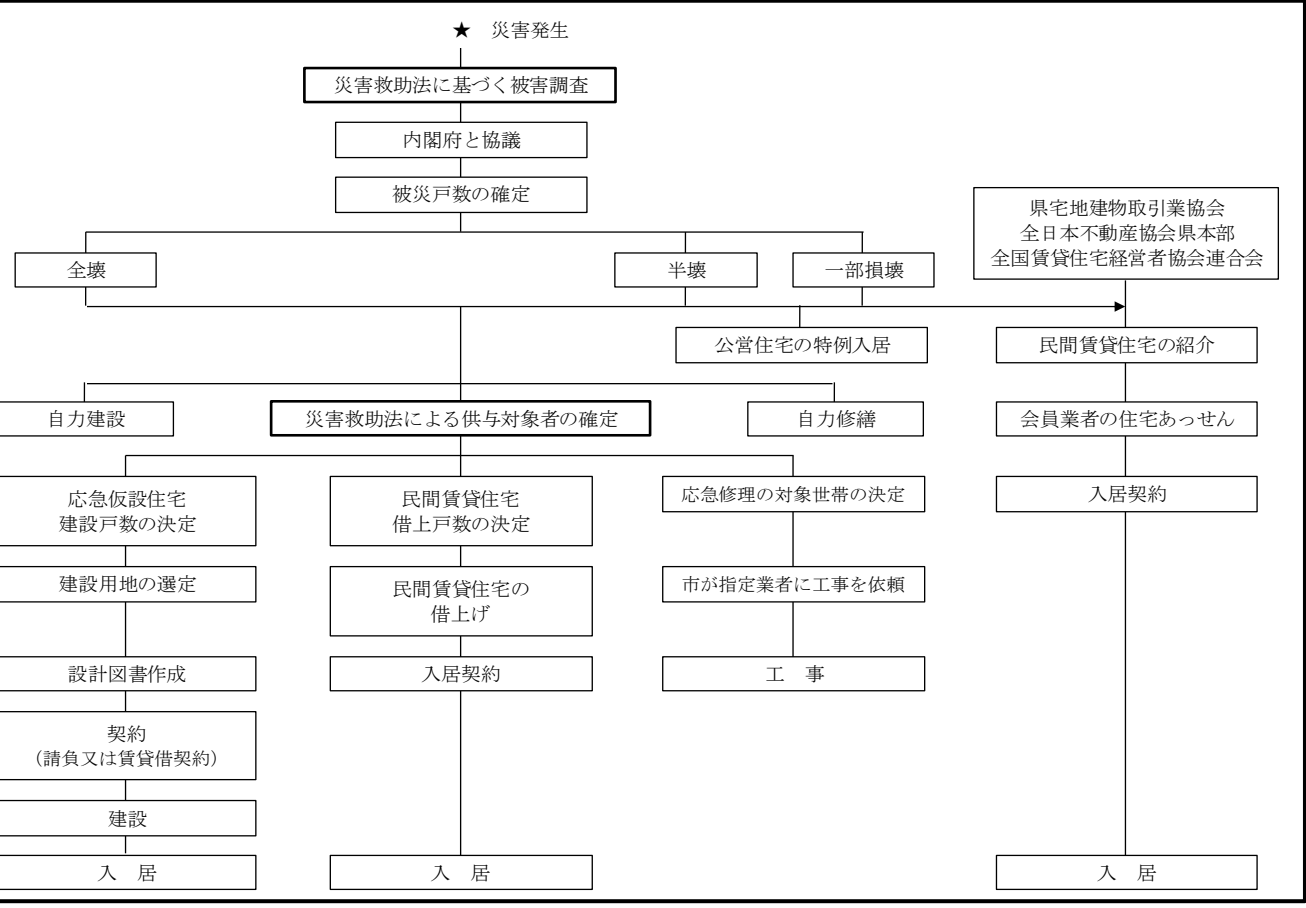
修正前	修正後	修正理由
<p>害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設においては、震災後 24 時間以内に応急復旧を行う。</p> <p>④ 施設の被災により市民等へ被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導を実施する。</u></p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>2～3(略)</p>	<p>害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設においては、震災後 24 時間以内に応急復旧を行う。</p> <p>④ 施設の被災により市民等へ被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の</u> 指示及び避難誘導を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>修正（文言修正）</p> <p>R3.3月 災害対策基本法の一部改正</p>
<p><b>第43節 (略)</b></p>	<p><b>第43節 (略)</b></p>	
<p><b>第44節 商工業応急対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 企業・事業所の責務</p> <p>災害による事業中断を最小限にとどめるため、<u>事業継続計画（BCP）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 企業・事業所の <u>被害状況を把握する。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>㍑ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。</p> <p>㍒ 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。</p> <p>㍓ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。</p> <p>㍔ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。</p> <p>㍕ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。</p> <p>㍖ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。</p>	<p><b>第44節 商工業応急対策</b></p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 企業・事業所の責務</p> <p>災害による事業中断を最小限にとどめるため、<u>リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 企業・事業所の <u>被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p><u>㍑ 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p> <p>㍒ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。</p> <p>㍓ 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。</p> <p>㍔ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。</p> <p>㍕ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。</p> <p>㍖ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。</p> <p>㍗ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>※ エ～カは被災状況により対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>※ オ～キは被災状況により対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p><b>第45節 文化財等応急対策</b></p> <p>担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化財の種別毎の対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 美術工芸品及び有形民俗文化財</p> <p>文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>③ (略)</p>	<p><b>第45節 文化財等応急対策</b></p> <p>担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化財の種別毎の対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 美術工芸品及び有形民俗文化財</p> <p>文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>③ (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p><b>第46節 障害物処理対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震あるいは津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、___輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><b>第46節 障害物処理対策</b></p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震あるいは津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、<u>物資</u>輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																														
<p><b>4 災害時の障害物の集積場所、建物関係障害物の除去</b></p> <p>災害時の障害物の集積場所（仮置場、<u>最終処分地</u>）等、建物関係障害物の除去については、上越市一般廃棄物処理基本計画（災害時処理計画）で定める。</p> <p style="text-align: center;">焼却施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>上越市クリーンセンター</td> <td>上越市大字東中島 2963 番地</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">仮置場配置の基本的な考え方 _____</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>仮置場配置の基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【一次仮置場】</b>                      軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に比較的近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。二次仮置場の中継的な機能を持つ。                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>学校の校庭</li> <li>公共施設、民間所有の駐車場などの敷地</li> <li>空き地</li> <li>多目的広場、ゲートボール場など</li> <li>運動公園</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>【二次仮置場】</b>                      中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。必要な作業を行うことが可能な面積があること。                 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>公共施設建設予定地などの未利用地</li> <li>既存廃棄物処分場及び周辺</li> <li>港湾、河川など周辺の未利用地</li> <li>企業団地、工業団地などの未利用地</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※但し、避難場所として利用されている場合は除外する。                      出所：「上越市一般廃棄物処理基本計画」</p>	施設名	所在地	上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地	区分	仮置場配置の基本的な考え方	<b>【一次仮置場】</b> 軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に比較的近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。二次仮置場の中継的な機能を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>学校の校庭</li> <li>公共施設、民間所有の駐車場などの敷地</li> <li>空き地</li> <li>多目的広場、ゲートボール場など</li> <li>運動公園</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul>	<b>【二次仮置場】</b> 中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。必要な作業を行うことが可能な面積があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>公共施設建設予定地などの未利用地</li> <li>既存廃棄物処分場及び周辺</li> <li>港湾、河川など周辺の未利用地</li> <li>企業団地、工業団地などの未利用地</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul>	<p><b>4 災害時の障害物の集積場所、建物関係障害物の除去</b></p> <p>災害時の障害物の集積場所（仮置場、<u>処理施設</u>）等、建物関係障害物の除去については、上越市一般廃棄物処理基本計画（災害時処理計画）で定める。</p> <p style="text-align: center;">焼却施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>上越市クリーンセンター</td> <td>上越市大字東中島 2963 番地</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">仮置場配置の基本的な考え方 <u>(分類)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急仮置場</th> <th>一次仮置場</th> <th>二次仮置場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規模等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模：小</li> <li>主な稼働設備：運搬車両（必要に応じてバックホウ等の重機）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模：中～大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模：大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）、破碎・選別機、ベルトコンベヤ、仮設焼却炉</li> <li>設置・運営主体：市または県</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場の適切な設営を補助するために設置します。</li> <li>発災初期において、できるだけすみやかに被災地区に近い場所に配置し、被災した住民（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができます。</li> <li>発災後数か月間に限定して受け入れます。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を担います。</li> <li>緊急仮置場や発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別します。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。</li> <li>災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もあります。</li> <li>災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場の設置・運営を新潟県、国に要請することを検討します。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>搬入・分別の基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>搬入時に、各廃棄物の貯留ヤードに分別して荷下ろしすることを基本とします。</li> <li>原則として可燃物、不燃物、家電（家電リサイクル対象品目、PC等の小型家電、その他）、量、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（ボンベ、蛍光管等）に分別します。</li> <li>※家電リサイクル法対象品目については、原則自己処理とするが、処理費用について国庫補助等の対象となる場合のみ受け付けます。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れます。</li> <li>損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入します。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物）</li> <li>搬入された災害廃棄物は、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）と不燃系混合物に分別します。</li> <li>個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行います。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れます。</li> <li>各仮置場で分別された混合系廃棄物（可燃系・不燃系）を搬入し、破碎処理、選別処理を行います。</li> <li>民間処理施設で柱材・角材、コンクリートがらの処理が困難な場合は、一次仮置場から搬入し、破碎処理を行います。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地		緊急仮置場	一次仮置場	二次仮置場	規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：小</li> <li>主な稼働設備：運搬車両（必要に応じてバックホウ等の重機）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：中～大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）、破碎・選別機、ベルトコンベヤ、仮設焼却炉</li> <li>設置・運営主体：市または県</li> </ul>	役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場の適切な設営を補助するために設置します。</li> <li>発災初期において、できるだけすみやかに被災地区に近い場所に配置し、被災した住民（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができます。</li> <li>発災後数か月間に限定して受け入れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を担います。</li> <li>緊急仮置場や発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。</li> <li>災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もあります。</li> <li>災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場の設置・運営を新潟県、国に要請することを検討します。</li> </ul>	搬入・分別の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入時に、各廃棄物の貯留ヤードに分別して荷下ろしすることを基本とします。</li> <li>原則として可燃物、不燃物、家電（家電リサイクル対象品目、PC等の小型家電、その他）、量、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（ボンベ、蛍光管等）に分別します。</li> <li>※家電リサイクル法対象品目については、原則自己処理とするが、処理費用について国庫補助等の対象となる場合のみ受け付けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れます。</li> <li>損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入します。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物）</li> <li>搬入された災害廃棄物は、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）と不燃系混合物に分別します。</li> <li>個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れます。</li> <li>各仮置場で分別された混合系廃棄物（可燃系・不燃系）を搬入し、破碎処理、選別処理を行います。</li> <li>民間処理施設で柱材・角材、コンクリートがらの処理が困難な場合は、一次仮置場から搬入し、破碎処理を行います。</li> </ul>	<p>災害時の障害物の集積場所は、仮置場及び処理施設となるため修正（生活環境課）R3.3月</p> <p>一般廃棄物処理基本計画に基づき修正（生活環境課）R3.3月</p>
施設名	所在地																															
上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地																															
区分	仮置場配置の基本的な考え方																															
<b>【一次仮置場】</b> 軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に比較的近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。二次仮置場の中継的な機能を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>学校の校庭</li> <li>公共施設、民間所有の駐車場などの敷地</li> <li>空き地</li> <li>多目的広場、ゲートボール場など</li> <li>運動公園</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul>																															
<b>【二次仮置場】</b> 中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。必要な作業を行うことが可能な面積があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園</li> <li>グラウンドや野球場</li> <li>公共施設建設予定地などの未利用地</li> <li>既存廃棄物処分場及び周辺</li> <li>港湾、河川など周辺の未利用地</li> <li>企業団地、工業団地などの未利用地</li> <li>国、県、市区及び民間所有の未利用地</li> </ul>																															
施設名	所在地																															
上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地																															
	緊急仮置場	一次仮置場	二次仮置場																													
規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：小</li> <li>主な稼働設備：運搬車両（必要に応じてバックホウ等の重機）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：中～大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）</li> <li>設置・運営主体：市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：大</li> <li>主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）、破碎・選別機、ベルトコンベヤ、仮設焼却炉</li> <li>設置・運営主体：市または県</li> </ul>																													
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場の適切な設営を補助するために設置します。</li> <li>発災初期において、できるだけすみやかに被災地区に近い場所に配置し、被災した住民（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができます。</li> <li>発災後数か月間に限定して受け入れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を担います。</li> <li>緊急仮置場や発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。</li> <li>災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もあります。</li> <li>災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場の設置・運営を新潟県、国に要請することを検討します。</li> </ul>																													
搬入・分別の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入時に、各廃棄物の貯留ヤードに分別して荷下ろしすることを基本とします。</li> <li>原則として可燃物、不燃物、家電（家電リサイクル対象品目、PC等の小型家電、その他）、量、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（ボンベ、蛍光管等）に分別します。</li> <li>※家電リサイクル法対象品目については、原則自己処理とするが、処理費用について国庫補助等の対象となる場合のみ受け付けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れます。</li> <li>損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入します。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物）</li> <li>搬入された災害廃棄物は、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）と不燃系混合物に分別します。</li> <li>個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れます。</li> <li>各仮置場で分別された混合系廃棄物（可燃系・不燃系）を搬入し、破碎処理、選別処理を行います。</li> <li>民間処理施設で柱材・角材、コンクリートがらの処理が困難な場合は、一次仮置場から搬入し、破碎処理を行います。</li> </ul>																													

修正前	修正後	修正理由
<p>第47節 (略)</p>	<p>第47節 (略)</p>	
<p>第48節 義援金の受入れ・配分</p> <p>担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 義援金の配分</p> <p>① (略)</p> <p>② 義援金配分委員会の選任  義援金配分委員会の委員は、<u>      </u>市社会福祉協議会長、上越市町内会長連絡協議会長及び<u>その他義援金受入れ団体</u>等から選任する。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>第48節 義援金の受入れ・配分</p> <p>担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 義援金の配分</p> <p>① (略)</p> <p>② 義援金配分委員会の選任  義援金配分委員会の委員は、<u>上越市社会福祉協議会</u>、<u>上越市町内会長連絡協議会</u>及び<u>上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会</u>等から選任する。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>上越市災害義援金配分委員会設置要綱に合わせ修正(福祉課) R3. 3月</p>
<p>第49節 義援物資対策</p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 義援物資提供の受付対応  被災地が必要としているものや必要量、送付先及び送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第49節 義援物資対策</p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 義援物資提供の受付対応  被災地が必要としているもの<u>の</u>必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言修正) R3. 3月</p>



修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 327 566 373"><b>第50節 住宅応急対策</b></p> <p data-bbox="127 422 1347 464">担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班</p> <p data-bbox="127 491 338 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="127 537 308 569">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="127 581 471 613">(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p data-bbox="127 625 1347 747">応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p data-bbox="127 760 308 791">(5)～(6) (略)</p> <p data-bbox="127 848 486 882">2 住宅応急対策フロー図</p>  <p data-bbox="127 1835 249 1869">3 (略)</p>	<p data-bbox="1383 327 1822 373"><b>第50節 住宅応急対策</b></p> <p data-bbox="1383 422 2602 464">担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班</p> <p data-bbox="1383 491 1593 525">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1383 537 1564 569">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1383 581 1727 613">(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p data-bbox="1383 625 2602 747">応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p data-bbox="1383 760 1564 791">(5)～(6) (略)</p> <p data-bbox="1383 848 1712 882">2 住宅応急対策フロー図</p>  <p data-bbox="1383 1835 1504 1869">3 (略)</p>	<p data-bbox="2626 716 2849 791">文言の整理（高齢者支援課）R3.3月</p> <p data-bbox="2626 940 2849 1062">県計画を踏まえた修正（関係団体の追加）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 半壊_又は大規模半壊_____の被害を受けたこと。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）</p> <p>災害のため住家が半壊若しくは半焼し、_____自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋（県）</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定_____に基づき協力要請を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の実施</p> <p>① 応急修理の対象者</p> <p>ア 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>(7) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。</p> <p>(イ) 半壊_又は大規模半壊<u>又は一部損壊（準半壊）</u>の被害を受けたこと。</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）</p> <p>災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋（県）</p> <p>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（災害救助法改正による）R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害救助法改正による）R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係団体の追加）R3. 3月</p>
<p>第51節 (略)</p>	<p>第51節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 住宅対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 被災者入居のための公営住宅の建設</p> <p>市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに<u>災害公営住宅建設計画</u>を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 公共料金等の特例措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 電信電話事業</p> <p>各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずることがある。</p> <p>ア <u>避難勧告</u>等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難勧告</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 電気事業</p> <p><u>一般電気事業者</u>が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。</p> <p>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）</p> <p>ア 電気料金の<u>早収期間及び支払期限の延伸</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>④ <u>都市ガス事業</u></p> <p>ガス<u>供給事業者</u>で被害の状況を見て_____判断する。<u>関東経済産業局の認可</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 民生安定化対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 住宅対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 被災者入居のための公営住宅の建設</p> <p>市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに<u>災害公営住宅整備計画書</u>を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 公共料金等の特例措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 電信電話事業</p> <p>各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずることがある。</p> <p>ア <u>避難指示</u>等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難指示</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 電気事業</p> <p><u>各電気事業者</u>が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。</p> <p>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）</p> <p>ア 電気料金の_____支払期限の延伸</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>④ <u>ガス事業</u></p> <p>ガス_____事業者が被害_____状況を見て<u>特例措置の実施及び内容を判断する。</u>(削除)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（電気事業法改正）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（ガス料金規制の撤廃）H31.3月</p> <p>表現の統一（ガス</p>

修正前		修正後		修正理由																																																														
<p>が必要。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除</p> <p>ウ(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧支援業務の進め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">平成 19 年新潟県中越沖地震における当市の復旧支援体制及び取り組み方法の 例示</div> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災世帯カルテの作成</p> <p>① (略)</p> <p>② 第二次データの整備 (一部損壊世帯) について</p> <p>優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者 (第1次) への対応と並行して、その他の被災者 (一部損壊世帯) の台帳整備を進め、復興基金事業の推進等に活用する。</p> <p style="text-align: center;">被災者支援会議の構成課・区</p> <p>○ 支援制度及び相談窓口の担当課並びに半壊以上の住家被害を有する区から構成する。</p> <p>○ 会議の構成課は、部局内他課と連携を図り、各種支援制度の掘り起こしや調整等を行う。</p> <p>○ その他の課・区については、必要に応じて適宜参画する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">課・区</th> <th colspan="2">被災者への支援</th> </tr> <tr> <th>市民周知済 (チラシ、新聞等)</th> <th>その他想定されるもの (基金等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">防災危機管理部 (本部事務局)</td> <td>・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総務部</td> <td>広報対話課</td> <td>・被災者への広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>税務課</td> <td>・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自治・市民環境部</td> <td>自治・地域振興課</td> <td></td> <td>・中山間地型復興住宅支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>区総合事務所</td> <td>・支援窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活環境課</td> <td>・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課・区		被災者への支援		市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)	防災危機管理部 (本部事務局)		・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度		管理総務部	広報対話課	・被災者への広報		財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)		収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)		自治・市民環境部	自治・地域振興課		・中山間地型復興住宅支援【基金】	区総合事務所	・支援窓口		生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助		<p>ア (略)</p> <p>イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除 (関東経済産業局長の認可が必要)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧支援業務の進め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">平成 19 年新潟県中越沖地震における当市の復旧支援体制及び取り組み方法を基にした例示</div> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災世帯カルテの作成</p> <p>① (略)</p> <p>② 第二次データの整備 (一部損壊世帯) について</p> <p>優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者 (第1次) への対応と並行して、その他の被災者 (一部損壊世帯) の台帳整備を進め、復興基金事業の推進等に活用する。</p> <p style="text-align: center;">被災者支援会議の構成課・区</p> <p>○ 支援制度及び相談窓口の担当課並びに半壊以上の住家被害を有する区から構成する。</p> <p>○ 会議の構成課は、部局内他課と連携を図り、各種支援制度の掘り起こしや調整等を行う。</p> <p>○ その他の課・区については、必要に応じて適宜参画する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">課・区</th> <th colspan="2">被災者への支援</th> </tr> <tr> <th>市民周知 (チラシ、新聞等)</th> <th>その他想定されるもの (基金等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">防災危機管理部 (本部事務局)</td> <td>・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総務部</td> <td>広報対話課</td> <td>・被災者への広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>税務課</td> <td>・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自治・市民環境部</td> <td>自治・地域振興課</td> <td></td> <td>・中山間地型復興住宅支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>区総合事務所</td> <td>・支援窓口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活環境課</td> <td>・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課・区		被災者への支援		市民周知 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)	防災危機管理部 (本部事務局)		・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度		管理総務部	広報対話課	・被災者への広報		財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)		収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)		自治・市民環境部	自治・地域振興課		・中山間地型復興住宅支援【基金】	区総合事務所	・支援窓口		生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助		<p>水道局総務課)</p> <p>R4.3月</p> <p>文章の整理 R4.3月</p>
課・区				被災者への支援																																																														
		市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)																																																															
防災危機管理部 (本部事務局)		・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度																																																																
管理総務部	広報対話課	・被災者への広報																																																																
財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)																																																																
	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)																																																																
自治・市民環境部	自治・地域振興課		・中山間地型復興住宅支援【基金】																																																															
	区総合事務所	・支援窓口																																																																
	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助																																																																
課・区		被災者への支援																																																																
		市民周知 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)																																																															
防災危機管理部 (本部事務局)		・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度																																																																
管理総務部	広報対話課	・被災者への広報																																																																
財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)																																																																
	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)																																																																
自治・市民環境部	自治・地域振興課		・中山間地型復興住宅支援【基金】																																																															
	区総合事務所	・支援窓口																																																																
	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助																																																																

修正前				修正後				修正理由
健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金	・生活福祉資金貸付金利子補給【基金】 ・親族等住宅同居支援【基金】	福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金	・生活福祉資金貸付金利子補給【基金】 ・親族等住宅同居支援【基金】	組織改編 R2. 10 月  事務分掌に基づき担当課修正 R4. 3 月 小規模水道及び基金条例廃止のため修正（健康づくり推進課） R3. 3 月  子ども医療費拡充に伴い、負担金徴収していないため修正（子ども課） R3. 3 月  組織改編
	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免	・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援		高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免	・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援	
	健康づくり推進課	・こころのケア	・水道施設整備支援【基金】		すこやかなくらし包括支援センター	・こころのケア	(削除)	
	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免		健康づくり推進課	・こころのケア ・健康相談			
	子ども課	・保育料の減免 ・保育園バス運行分担金の減免 ・妊産婦・子ども医療費の補助 ・児童扶養手当の特例支給及び特別措置 ・療育医療費負担金の減免 ・ひとり親医療費の特例給付	・児童扶養手当の特別措置 ・母子寡婦福祉資金貸付金利子補給【基金】	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免	(削除) (削除)		
(追加)	(追加) (追加) (追加)療育医療費負担金の減免 (追加)	(追加) (追加)	健康子育て部	保育課	・保育料の減免 ・保育園バス運行分担金の減免 (削除) (削除) (削除)			
観光産業部	産業振興課	・融資制度、相談	・被災者特別訓練受講手当【基金】	観光産業部	産業政策課	・融資制度、相談	・被災者特別訓練受講手当【基金】	
水産部	農林水産整備課	・施設復旧の原材料支給 ・機械借上支援制度		水産部	農林水産整備課	・施設復旧の原材料支給 ・機械借上支援制度		
都市整備部	都市整備課	・宅地危険度判定	・被災住宅復旧支援【基金】	都市整備部	都市整備課	・宅地危険度判定	・被災住宅復旧支援【基金】	
	建築住宅課	・応急危険度判定 ・住宅相談、市営住宅の斡旋	・被災者住宅復興資金利子補給【基金】 ・民間賃貸受託入居支援【基金】		建築住宅課	・応急危険度判定 ・住宅相談、市営住宅の斡旋	・被災者住宅復興資金利子補給【基金】 ・民間賃貸受託入居支援【基金】	
委員会 教育	学校教育課	・学用品の供与 ・奨学金の貸付の返還猶予		委員会 教育	学校教育課	・学用品の供与 ・奨学金の貸付の返還猶予		
水道ガソ	総務課	・臨時ガス工事費の免除 ・ガス基本料金の免除		水道ガソ	総務課	・臨時ガス工事費の免除 ・ガス基本料金の免除		
本部事務局ほか 17 課及び区総合事務所				本部事務局ほか 18 課及び区総合事務所				
被災者支援班の設置				被災者支援班の設置				
<p>○被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う「支援班」を6班編成して地区を分担する。</p> <p>○各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で構成し、被災者を戸別訪問（又は被災者来庁・面談）し、被災者情報の管理を行う。</p> <p>○各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。</p> <p>○支援の実施状況等について、その都度台帳データを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。</p>				<p>○被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う「支援班」を6班編成して地区を分担する。</p> <p>○各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で構成し、被災者を戸別訪問（又は被災者来庁・面談）し、被災者情報の管理を行う。</p> <p>○各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。</p> <p>○支援の実施状況等について、その都度台帳データを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。</p>				

修正前							修正後							修正理由					
【支援班の編成】							【支援班の編成】							組織改編 R2. 10 月					
班		1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班	班		1 班	2 班	3 班	4 班		5 班	6 班			
担当地区		柿崎 I	柿崎区 II	柿崎区 III	柿崎区 IV	柿崎区 V	その他の区	担当地区		柿崎 I	柿崎区 II	柿崎区 III	柿崎区 IV		柿崎区 V	その他の区			
職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域 振興 G	柿崎区 総務・地域 振興 G	防災危機管 理部	防災危機管 理部	防災危機管 理部	該当区 総務・地域 振興 G	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域 振興 G		柿崎区 総務・地域 振興 G	防災危機管 理部	防災危機管 理部	防災危機管 理部	該当区 総務・地域 振興 G
		職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度								生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度								
	住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建 物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)	住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建 物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)	
保健師	所属	健康福祉部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	該当区 福祉 G	保健師	所属	健康子育て部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康子育て 部	健康子育て 部	健康子育て 部	健康子育て 部	健康子育て 部	該当区 福祉 G	
	職務	・健康相談 ・こころのケア								・健康相談 ・こころのケア									
<b>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</b>							<b>第2節 融資・貸付その他資金等による支援</b>							県計画を踏まえた 修正（弔慰事業の 廃止）R2. 10 月					
1 (略)							1 (略)												
2 融資・貸付その他資金等の概要							2 融資・貸付その他資金等の概要												
区分		資金名等		主な対象者		窓口		区分		資金名等		主な対象者		窓口					
支給	(1)	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)	災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	支給	(1)	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市		
	(3)	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市		(3)	被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等		市	(3)	被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等		市				
	(4)	被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市	(4)	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市		(4)	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市						
	(5)	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市															

修正前				修正後				修正理由
<p><b>3 資金等の説明</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害死亡者弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給する。</p> <p>(3) <u>災害障害見舞金</u> 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(4) <u>被災者生活再建支援金</u> 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。</p> <p>(5) <u>災害援護資金</u> 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(6) <u>生活福祉資金</u> 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害</p>	<p>(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）</p>	低所得世帯等	市社会福祉協議会 （民生委員）	<p>(5) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）</p>	低所得世帯等	市社会福祉協議会 （民生委員）	<p>県計画を踏まえた修正（弔慰事業の廃止）R2.10月</p>	
	<p>(7) 母子父子寡婦福祉資金</p>	母子家庭、父子家庭、寡婦	上越地域振興局健康福祉環境部	<p>(6) 母子父子寡婦福祉資金</p>	母子家庭、父子家庭、寡婦	上越地域振興局健康福祉環境部		
	<p>(8) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）</p>	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	<p>(7) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）</p>	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関		
	<p>(9) 新潟県被災者住宅復興資金</p>	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関	<p>(8) 新潟県被災者住宅復興資金</p>	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関		
	<p>(10) 天災融資制度</p>	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	<p>(9) 天災融資制度</p>	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行		
	<p>(11) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）</p>	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	<p>(10) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）</p>	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関		
	<p>(12) 中小企業融資及び信用保証</p>	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会	<p>(11) 中小企業融資及び信用保証</p>	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会		
<p><b>3 資金等の説明</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害障害見舞金</u> 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(3) <u>被災者生活再建支援金</u> 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。</p> <p>(4) <u>災害援護資金</u> 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(5) <u>生活福祉資金</u> 災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害</p>								

修正前	修正後	修正理由
<p>弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p><u>7</u> 母子父子寡婦福祉資金</p> <p>災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</li> <li>母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</li> <li>母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～②(略)</li> <li>母子父子寡婦福祉資金の所得制限適用除外 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。</li> </ul> <p><u>8</u> 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）</p> <p>市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。</p> <p><u>9</u> 新潟県災害被災者住宅復興支援事業</p> <p>災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。</p> <p><u>10</u> 天災融資制度</p> <p>農林漁業被害が甚大で、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。</p> <p>なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。</p> <p><u>11</u> 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）</p> <p>被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期</p>	<p>弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。</p> <p><u>6</u> 母子父子寡婦福祉資金</p> <p>災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。</p> <p>※ 特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</li> <li>母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。</li> <li>母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で内閣総理大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ①～②(略)</li> <li>母子父子寡婦福祉資金の所得制限適用除外 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。</li> </ul> <p><u>7</u> 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）</p> <p>市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。</p> <p><u>8</u> 新潟県災害被災者住宅復興支援事業</p> <p>災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。</p> <p><u>9</u> 天災融資制度</p> <p>農林漁業被害が甚大で、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。</p> <p>なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。</p> <p><u>10</u> 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）</p> <p>被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期</p>	



修正前	修正後	修正理由
<p>措置を行う。</p> <p>(12) 中小企業融資等 関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。 ①～⑤ (略)</p> <p><b>4 制度の市民への広報</b> 市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 相談窓口の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。</p> <p>(2) 制度内容の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。</p> <p>① 市災害対策本部が実施するもの 広報紙・チラシ等の作成及び配布 (市個別制度の周知及び県等の支援制度)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 地域メディアの活用 市は、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会を通じ、各種制度について市民に広報する。</p>	<p>措置を行う。</p> <p>(11) 中小企業融資等 関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。 ①～⑤ (略)</p> <p><b>4 制度の市民への広報</b> 市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 相談窓口の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体により支援制度の相談窓口等を周知する。</p> <p>(2) 制度内容の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。</p> <p>① 市災害対策本部が実施するもの 広報紙・チラシ等の作成及び配布やインターネットを活用した広報媒体による周知 (市個別制度の周知及び県等の支援制度)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 地域メディアの活用 市は、(削除)上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会を通じ、各種制度について市民に広報する。</p>	<p>周知方法の追加 (広報対話課) R4.3月</p> <p>コミュニティFM の事業譲渡に伴う 修正(広報対話課) R3.3月</p>
<p><b>第3節 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b> 公共施設等の地震による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。 また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模</p>	<p><b>第3節 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p><b>1 計画の方針</b> 公共施設等の地震による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。 また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>災害」という。)等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、<u>市に代わって</u>工事を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>災害」という。)等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、<u>権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代理制度による支援を要請する。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p><b>第4節 災害復興対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等</p>	<p><b>第4節 災害復興対策</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物<u>      </u>体積<u>      </u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p> <p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物<u>及び堆積土砂</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月 誤字修正（河川海岸砂防課）R3.3月</p>